

[トップページ](#)[NSPE 年次総会参加](#)

NSPE 2011 Annual Meeting 参加報告 – 第 1 部

理事 (副会長・渉外) 川村武也
Takeya Kawamura, PE, PMP

今年の National Society of Professional Engineers Annual Meeting (年次総会)は、ネバダ州ラスベガスの JW マリオットホテルにおいて 7 月 13 日から 17 日まで開かれ、JSPE からは理事の川村、三宮 PE 会員、馬場 PEN 会員の 3 名が NSPE の招待を受ける形で参加しました。

筆者は 3 年前 (オレゴン)、昨年 (フロリダ) に続いて 3 度目の NSPE 総会参加ですが、JSPE を代表する役割を担うという貴重な経験をさせて頂きました。また三宮会員、馬場会員はそれぞれ新鮮な目線で NSPE の方々と交流下さり非常に実り多き総会参加ツアーでありました。

そこで今回の JSPE マガジン誌上 NSPE 総会参加報告は、第 1 部 (川村) : NSPE の動向分析 第 2 部 (三宮) : 総会参加日記 第 3 部 (馬場) : フーバーダム見学報告 の 3 部構成とさせて頂きます。

また、11 月 19 日 (土) 17 時 30 分-20 時 東京・飯田橋の NSRI ホールにおいて CPD セミナー: NSPE 総会参加報告会 も開催します。詳細は別途案内します。

1. 今後 10 年の NSPE 活動方針が打ち出される

NSPE は会員数の長期低落傾向に歯止めをかけるべく、昨年のオーランド総会で「State only 州だけ会員」「National only NSPE だけ会員」を認めるという 1934 年創設以来初の規則改正を行いました。このため今年の総会では会員数減少が止まったか、および NSPE 会員と PE ホルダの数を今後反転増加させるためどのような方針を打ち出すかが注目されました。

NSPE 会員数は下げ止まる

1980 年代のピーク時には 8 万人に達した NSPE 会員数は現在 4 万人弱まで落ち込んでおり、会員数増加が NSPE の課題となっています。会員数が伸び悩む原因の一つとして、各州 PE 協会と全米 NSPE との双方に必ず入会しなければならず会費が高くなるという規則の縛りがありました



Elvis, ShowGirl と並んでスピーチをする Hardy 会長

NSPE 総会報告 :	P1
州登録関連記事 :	P15
オレゴン州試験資格認定委員会 情報 :	P 18
州登録体験記 :	P 20
PE 試験合格体験記 :	P 28
PE 会員のためのページ :	
PDHaudit 体験 :	P31
海外からの連絡 :	P35
会員からの投稿 :	P37
理事会ニュース :	P43
新入会員紹介 :	P46

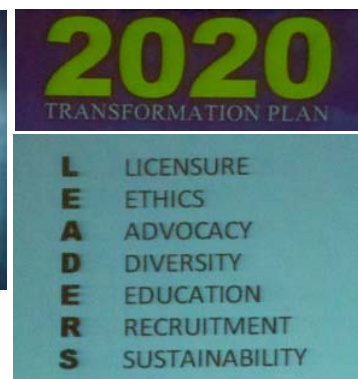
が、昨年の歴史的な規則改正を経て今年は会員数がどうなったのかが注目されました。総会で Hardy 会長が報告した結果は、PE 会員は漸減したものの近年勧誘に力を入れている学生会員が順調に伸び合計会員数としては一昨年 7 月 40230 人→昨年 7 月 37480 人→今年 7 月 37440 人と下げ止まったということです。また「州だけ会員」を採用した幾つかの州では PE 会員の減少も止まったということでした。

PE の反転攻勢計画 “LEADERS”

この総会で新会長に選任されたバージニア州出身の Christopher Stone 会長は、“LEADERS”というアピール性の高い標題を掲げ、今後 10 年間の視野に PE 会員の増加と社会における PE の活動範囲の拡大を訴えています。“LEADERS”の意味するところは右写真に示すように 技術倫理、教育、持続性、多様性を核として PE ライセンスの価値を長期的に高めていこうというものです。写真に示された 7 つのテーマごとに担当の PE 会員がアサインされていたので、今後一年間でどのような活動が展開されるのか JSPE としても注目していきたいと思えます。



Stone 新会長が掲げる
“LEADERS”



PE の業務範囲拡大に関する政策方針

NSPE は PE 制度に関する Policy を数多く維持し、連邦・州政府への働きかけや広く一般社会へのアピール活動を行っています。それら方針・政策のうち政府機関向けのを Position Statement (PS)、それ以外のものを Professional Policy (PP) と分類していますが、今年は次の 2 つの PP と 1 つの PS、計 3 つの政策方針が総会と理事会での活発な議論を経て決議されました。

① PP: Industrial Exemption (産業界での PE 資格除外慣行) の Phase Out(段階的撤廃)

概要： 産業界では近年 PL 法により安全を確保する傾向だが、事故が起きた後の対策に終始している。事故を未然に防ぐには PE 資格をもつ技術者による設計を産業界にも普及させるべきであって、そもそも NCEES Model Law には何の規定もない Industrial Exemption という慣行は段階的に撤廃すべきである。



NSPE Policy 策定を巡る総会での議論の様子

また原発増加のネックとなっている核燃料廃棄物の処理施設早期実現も訴えている。

② PP: 全ての製造物、構造物、機械、プロセス、システムの設計責任は PE が担うべき

概要： 産業界で生産・調達される製品についても PE に設計責任を持たせるべきというもの。①とも関連している。

③ PS: 原子力発電の設計、運転、維持にかかる決定責任は PE が担うべき

概要： 原子力発電の推進は従来から NSPE が維持している PS であるが、米国内での新規原発建設が今後増える見込みであることから、現在は一部の機器設計のみにとどまっている PE の専任業務の拡大を訴える。

2. JSPE /NSPE 提携 11 年目を迎える

今年は 3 月 11 日に東日本大震災が起きたことで日本人にとって決して忘れられない年となりましたが、JSPE にとっても 2001 年に NSPE との Affiliation agreement(連携協定)を結んで 10 年目という節目の年です。

震災に関する Hardy 会長の JSPE への配慮には並々ならぬものがあり、このラスベガス総会の参加費(数 100 ドル/人)は JSPE 代表団については一切免除となりました。

また会期 4 日目の朝に行った JSPE と NSPE だけの会合では、affiliation agreement 継続を記念する額縁入りの立派な Proclamation(原文を末尾に示します)を贈呈され、これはとても嬉しいサプライズでありました。写真はその時のものです。幸い JSPE10 年史の英語要約版を出発前に編集カラー印刷して持参していたので、「もらい放し」ということにはならず



(左から) Stone 新会長、Hardy 会長、川村、三宮 会員、Wittliff 次期会長、Jacobson 事務局長

济みました。英語版を用意してくれた企画部会に感謝です。

2008 年からは、全州代表が集まる総会 (House of Delegates) と理事会 (Board of Directors) の 2 つの場で、ASCE や Engineer Canada など他の招待団体と並んで JSPE にも 5 分程度のスピーチをする機会が与えられるようになりました。今年は **JSPE's action**



House of Delegate (全州代表者会議)で祝辞を述べる川村

plan toward next decade after 3/11 というテーマで 3 月 11 日震災後に米国から受けた支援への感謝を述べるとともに、350 名と小所帯ながら PE 流の技術倫理活動や教育セミナーを日本各地で展開している状況をアピールいたしました。

今年の聴衆の興味はやはり「福島原発はどうなっているのか 日本は大丈夫か」という点にあり、スピーチとプレゼンテーションにも東京と福島の実況説明を含めました。また日本で Code of Ethics を定着させることの難しさは「米国では Practical tool であるものが日本では Religious なものだ」とらえられ勝ちなことにある」と説明しました。スピーチ後何人かの方から、面白かったというコメントを聞きましたので JSPE 代表として最低限の任務は果たしたかなと思っています。

3. その他の動き

ソフトウェア PE 試験創設の動き

IT 技術が進化する一方、開発したソフトウェアがうまく動かない、またソフトウェア技術者との意思疎通がうまく行かないということで悩んでいる会員は多いのではと思います。NSPE では次期会長の Wittliff さんが主権者となって NCEES, IEEE, テキサス州ボードを率いて Software PE 試験を 2 年後に開始すべく、また software 分野を各州 PE 法に加えてもらうべく精力的に活動を進めています。昨年のオーランドに続いて今年もそのためのクローズな電話会議に同席させていただきましたが、予定されている試験内容は IT システムへの要求をどのように取り入れ、実現していくかというプロジェクトマネジメン的な要素が強いもののように感じました。従ってこの新しい PE 試験は大規模プラントや交通機関など人命に影響する制御システムを取りまとめる技術者にとって魅力的なも

のではないかと感じます。 詳細は”phil laplante PE license”で検索すると色々な記事がヒットします。

ワシントン州 PE 更新時の CPD 義務化の動き

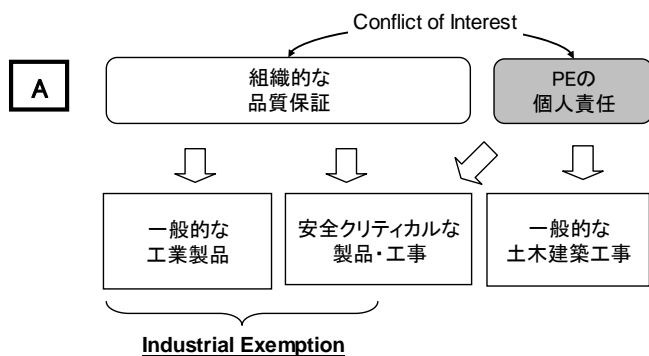
ワシントン州 PE 協会の事務局長との立ち話によれば、ワシントン州でもライセンス更新時に CPD Hour 報告を求めようとする州法改正が通ったとのことで、来年春頃から更新時の手続きが変わる見込みとのことです。この情報は文書で確認した訳ではないので今後確認が必要です。なおワシントン州では PE ボードが CPD 報告義務化を推進する一方で、PE 協会はそれに反対するという内部対立が表面化しており、NSPE 理事会でもこの点が議論されていましたが NSPE としては NCEES Model Rule どおり、CPD Hour 報告義務化を支持するとしていました。

韓国 PE 試験合格者の州登録状況

韓国代表团は今年も計 4 名を派遣。常連の KPEA 副会長 NamHo さんに加え、若手の Sim さん。それに科技省の担当職員 2 名という顔ぶれ。例年どおり NSPE や関係団体への売り込みを活発に行っていました。

韓国では技術士が 4 万人を超えなお増加中、また PE 試験の合格者も 500 名を超えたが、州登録がなかなか進まないという問題が浮上しているということで、JSPE に対して情報交換をしたいとの申し出がありました。韓国人の場合も日本人と同様に、卒業大学の ABET 適合評価が悩みの種の一つです。

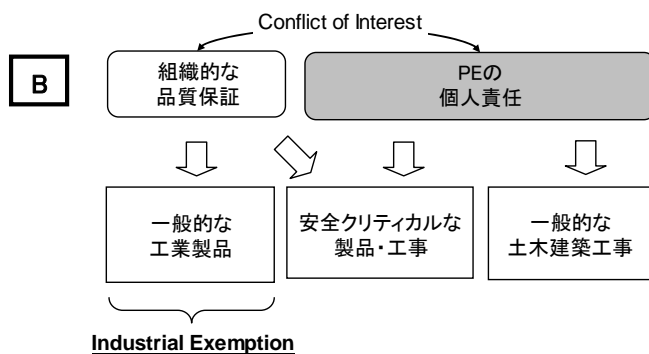
4. NSPE 活動方針の私的解説



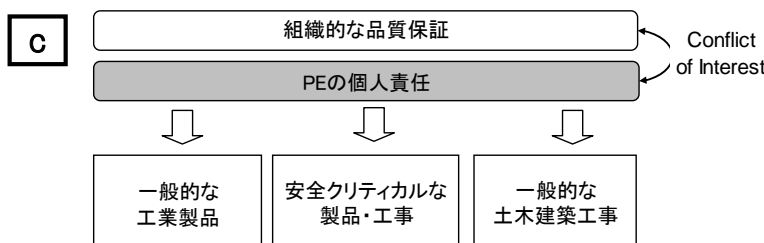
今回のラスベガス総会で打ち出された、Industrial Exemption の段階的撤廃方針や会員増加策 LEADERS 等は、抽象的な概念を含んでおり会員諸氏にとって理解しづらい面もあるかと思えます。そこで、個人的な評価解説を試みてみます。

米国では会社などによる組織的な品質管理と PE ライセンス保持者による個人的責任とを明確に区別している点、および現状 PE は Civil が多数派であるということから仮に図 A のような状態に現在はあると考えます。PE の個人責任を求めない Industrial Exemption の範囲は本来は安全クリティカルでない工業製品などに限定すべきであるが現状は海底油田プラント、原子力発電プラントなど事故時の社会的影響が極めて大きい製品・工事についても広がってしまっていると NSPE は考えています。

している点、および現状 PE は Civil が多数派であるということから仮に図 A のような状態に現在はあると考えます。PE の個人責任を求めない Industrial Exemption の範囲は本来は安全クリティカルでない工業製品などに限定すべきであるが現状は海底油田プラント、原子力発電プラントなど事故時の社会的影響が極めて大きい製品・工事についても広がってしまっていると NSPE は考えています。



そこで図 B のように Industrial Exemption の範囲を狭め、PE の個人責任の範囲を広げたい。これが今回決定された Industrial Exemption の Phase Out および 会員増



No Industrial Exemption

加策 LEADERS の目指すところと理解できます。一方で、総会での議論では Industrial Exemption を「段階的撤廃」するのではなく「即時撤廃」とすべきという提案も出されましたがこれは否決されました。図 C は Industrial Exemption が全く無くなった状態を想像したもので、組織＝病院、PE＝医師と置き換えれば、医療分野においては実現しているものと理解しましょう。なぜ図 C の状態をすぐに実現することが困難か？これは組織と PE 個人との間で、常に発生する Conflict of Interest (利益相反)の問題を包括的に解決する方策を編み出さねばならないからと考えられます。個人と組織の責任を明確に分ける米国ではこのような方策を見いだすのは至難の業ですが、ひょっとすると組織的な品質保証重視で発展してきた日本や韓国が PE の世界に入り込むことで、何らかの解決の糸口になるのかもという気がします。

5. ラスベガスとその周辺の「技術風土」

ラスベガスと言えばギャンブル、ホテルの豪華ショー、それにグランドキャニオンですが、技術的な見物としては近郊にある 1933 年建設のフーバーダム、および 1950-90 年代に多数の核実験が行われた Nevada Test Site を挙げる事ができる。フーバーダムは今回総会の CPD 見学ツアーにも組み込まれていたなのでその詳細は三宮会員、馬場会員の報告に譲る。核実験サイトは無論一般人立ち入り禁止だが、ホテル街の少し外れに核実験博物館という比較的新しい施設があり、ここで冷戦時代の実験の様子や、爆弾としてだけではなく宇宙船の動力としての研究開発などが行われていたことも窺い知ることができる。

また中心ホテル街の噴水ショーでは、まるで生き物のように滑らかで複雑な動きをする噴水ノズルに感心し、路線バスとして往き来する格好良いハイブリッド連結バスに目を奪われる。

ラスベガスは別名を Sin City (罪を負った街)といいますが、科学と技術の分野においても負の側面をおそれずに実験を続けている街という印象を受けました。





以上

～ NSPE へ入会しよう !

JSPEではNSPEへの入会を奨励しています。International区分の場合、入会費 30 ドル、年会費 120 ドルです。 www.nspe.org/JoinNow/index.html よりオンラインで入会手続きを取って頂くと同時に、JSPE渉外部会 external.2007@jspe.org までご一報下さい。

Proclamation

Whereas, the Japan Society of Professional Engineers (hereafter, JSPE) and the National Society of Professional Engineers (hereafter, NSPE) have continued to advance a very close and successful partnership in keeping with the Affiliation Agreement entered into on August 27, 2001, and

Whereas, JSPE and NSPE continue to encourage, promote, and advance their mutual values and goals of engineering professionalism, ethics, and licensure to ensure the safety and protection of their nations, and

Whereas, JSPE and NSPE work together to enhance public awareness of the professional engineer's contributions to society, and

Whereas, JSPE and NSPE work in their respective countries to build stronger science, technology, engineering, and math programs, and

Whereas, JSPE members individually and collectively bring a unique perspective, encompassing local, national, and international issues, that benefits and enhances the engineering profession within the global community, and

Whereas, JSPE and NSPE strive to inspire and develop professionalism in the next generation of engineers, and

Whereas, JSPE and NSPE continue to strive for opportunities to assist in critical areas of engineering for the betterment of mankind,

Therefore, be it resolved, that NSPE is honored for its enduring friendship with JSPE and for the important opportunity to share with its members a commitment to engineering excellence and professionalism.

Michael hardy, P.E., F.NSPE
President

July 2011

JSPE 2011 Annual Meeting 参加報告 - 第2部

PE-0015 三宮 中
Ataru Sangu, PE

2011年 NSPE (National Society of Professional Engineers) 総会に幸運にも JSPE の在米会員及び代表団の一員として参加を認められた。会場はラスベガス郊外の JW Marriott で、宿泊も敷地内と至近。が、部屋から会場まではカジノを通らないとたどり着けないようになっているため、損を出さずに会場を後にするには、強い精神力か博才が必要である。

宿泊費は NSPE 割引が適用されて 30%ほど安くなっている。部屋は広くジャグジーまで付いていた(一度も使わなかった、残念)。広大なプールと庭園がありステキなホテルだ。総会前日の7月12日午後川村副会長とホテル内で落合い、JSPE 会員としての名刺(Member: External Affairs)を受け取った。

7月13日(水) Hoover Dam 見学

川村さんと一緒に参加。8:45 ホテルロビーに集合、バスでダムに向かう。行き道では Hoover Dam Bypass Project の中心メンバーである女性が、その概要、新テクノロジー、苦労した点を説明していた。

この地域の岩は意外にもろく、クラックが入りやすいので、基礎を打ち込むのに苦労をした、とのことだ。

設計に大林組が加わっていて、詳細部分は日本で行われたと言っていた。あとで出てくる Hoover Dam の現在ある発電機:カプラン水車は日立製とのこと、日本の技術が巨大プロジェクトの中核を担っている点に改めて感動する。

バイパスに到着。歩道が付属されているので歩いてみる。水面まで数百メートルもあり、彼女と大林組の技術を信じないわけではないが、率直に言って怖い。が、中には手摺から身を乗りだしている人(アメリカ人)もいて、人さまざまと実感する。

その後 Dam 本体に移動、Theater でビデオを見た後担当者の説明を受け導水管・Penstock 及び発電機を見せてもらった。そばでペルトン水車も動いていた。地上に出てミード湖側に回り、水面高さの差を実感する。太陽光の関係か、水が随分青く綺麗に見える。2時過ぎにバスは出発、15時にホテルに到着して CPD 証を受け取り解散した。

7月14日(木):

この日から本格的に会議が始まる。NSPE International Meeting-Korea が 7:00-8:00 の間に行われていた。JSPE と似た立場で、且つ近くの国でもあり興味があつたが、会場を外から見たら(ドアが開いていた)とても外部の人間が入れる雰囲気ではなかったので退散した。

なお、韓国は韓国技術士会(KPEA)が PE の育成、試験の Administration を行っていて、その点が技術士会と JSPE に分かれている日本と異なっている。更に、韓国では団体が一元化しているため、政府の協力・助成を直接得られるため、今回も日本の科学技術省副大臣クラスが参加者に加わっていた。

以前 JSPE の年次総会で、ある元大学教授の代議士が、韓国人は思考パターンが日本人に似ており、その点で中国に比べ恐れることはないと話しておられたが、注力する分野を精選して、官民一致協力のもとで集中的に資源を投入する韓国は、科学技術の面でも何十年か後には日本を抜くのではないかと恐れる。男性的魅力と言う点で、日本は既に韓国に負けているようだし(日本の中年女性の間で)。

この日は Workshop1 NSPE の下部組織“NICET (the National Institute for Certification in Engineering Technologies)”の内容について話を聞いたり、NSPE State Leader Conference に参加したものの早口の女性講師が聞き取れず途中退席したり、Workshop 7”Ancillary Highway structures-Inspection and Condition rating”に出席して、こちらは内容そのものが理解できず戸惑ったりと、それなりに有意義な時間を過ごした。

12:00 から 13:30 までの Networking Luncheon-Order of Engineer では、食事をしている間に PE として



Engineer Ring を授与される三宮会員

の勤めを果たす誓いとして、指輪の授与式があった。

折角の機会でもあるので私も事前申込みし、他の 10 名ほどの PE と順番に Working Hand の Little Finger(右手小指)にステンレスの指輪をはめてもらった。良い記念になった。一生忘れることはないだろうが、何故か壇上の説明者はこれがステンレススチールであることを強調していた。プラチナと間違えられては困る、

ということだろうか？

7月15日(金):

この日は、7:00 から 1 時間 International Meeting-Japan で、NSPE の会長他幹部と JSPE の会議で、川村さんとともに僭越ながら私も出席した。副会長は、津波/地震後の日本の現状、そして PEN の問題点について言及された。その後、NSPE から JSPE には記念の盾、参加者に記念品を贈呈と、まさに至れり尽くせりだった。

前日の International Meeting-Korea と考え合わせると、NSPE は海外団体との協賛に非常に力を入れていることがわかる。その理由は、一つには NSPE 自体の会員数が減っていることがあるようだが、もう一つには私の個人的な見解だが、近未来に構築されるであろう Engineer の世界共通認証に向けて、早期に世界なネットワークを張りたい、ということだと思う。

因みに、今回 JSPE からの参加者は各種講習、イベントへの参加は無料で、この点でも NSPE の破格の厚遇が伺える。最後にも述べるが今回参加して思ったのは、在米会員なら数時間で会場まで行けるので、普段あまり話すことのない JSPE 幹部と親しくなれるほか、NSPE 幹部や他州会員を話す機会もあり、更に CPD を集めると言う点でも参加する意義がある。

International Meeting の後、NSPE、NCEES、IEEE 合同で、Software Engineering を PE の試験に加えるための”Software Engineering licensure consortium”に川村さんとオブザーバ参加、「試験制度を

作る」という作業を垣間見る稀有な経験が得られた。類似の資格との競合性や、社会的有用性、応募者の規模など市場性にも言及していて、資格を世に出す側の大変さが分かった。

午後は、“Leader”の講習会で、次期会長の Chris Stone から、PE として今後求められるものとして、“LEADERS” (Leadership, Education, Advocacy, Diversity, Education, Recruitment, Sustainability) が重要、との話があった。Advocacy では、今後、“I am engineer”と名乗るのではなく、“I am a professional engineer”と名乗るべき、との提案があった。

“Networking Luncheon”, Dinner では、様々な PE と知り合いになることが出来た。ある PE は、インドから 23 歳でアメリカにわたって、修士、博士と進み、現在は Maryland 州の大学で Civil Engineering を教えているのとのことだった (PhD, PE)。両親もアメリカに渡って家族も出来、もうインドに戻る心算はないとのことだった。

私は現在ルイジアナ州のプラント建設工事を担当しており、機器立会い検査のために全米各地の工場を訪れるが、その幾つか、特にインドに支店、工場がある会社ではインド人エンジニアが中心メンバーとなって活躍していた。そしてその多くは PE だった。彼らを見るたびに、これらアメリカの工場や大学で大活躍しているインド人が大挙してインドに戻ったら、国力は飛躍的に向上するに違いない、と感じる。

また、別の Civil-PE は 17 歳で両親とともにアフガニスタンから難民として渡米、そのときは英語は喋れなかった、とのことだ。親は政府に勤めていたが、Communist に家に乗っ取られ仕事も失ったので、パキスタンに逃げ、難民申請を行って数ヵ月後ようやく許可がでてアメリカに来ることが出来た、と言っていた。パキスタンに着いたときは、パスポートもなかったとのことで、当時の緊迫した国際情勢の一端が窺える。

こういう話を聴くと、難民をたいした不平も言わず受け入れるアメリカという国に頭が下がる思いがする。家族でアメリカに逃げたのだから、それなりに裕福だったのだろう。そして親は一定の地位にいて優秀だったに違いない。アメリカにもそれなりの計算があって入国を許可したのかも知れないが、それでもアメリカは偉大だと思う。

7月16日(土):

午前中は各州の代表を含む NSPE の全体会議で、現況報告があった後、日本、韓国を含む各招待団体の代表がそれぞれ壇上で祝辞を述べた。韓国は科技省の副部長、JSPE は川村さんが壇上でスピーチ。地震、津波の被害及び復興状況、および電力制限状況の説明に続いて、アメリカ軍が復興に協力している点に言及、感謝の言葉を伝えていた。

昼食の間は、旧会長と新会長の交代式及び Keynote Speech があった。ゲストスピーカーの発音は聞き取りにくく、しかもひどく長く、結局 20 分も予定時間を超過した。終了後、周りに集まった何人かと歌(軍歌?)を唄っていた。

午後は、全体ミーティングの続きで、再び KPEA、JSPE の挨拶があった。われわれは、馬場さんと一緒に出席者に JSPE の十年史(英語版)を渡し、川村さんは Power Point で説明、Hardy 会長が夫婦で東京を訪問してくれたことを感謝する言葉を、ここでも伝えていた。

その後 Industrial Exemption、Responsible Charge の範囲などを討議していた。議事の進め方、変更の事務手続き、議事内容など、興味深かったが、意見を述べる権利はあっても決定権はないことで

もあり、4時半を以って退席、ホテル提供の Shuttle Bus で“The Strip”まで行き、Discount Ticket 販売ブースで Premium Seat のチケットを購入、Show の一つを鑑賞して Las Vegas の夜の一端を味わった。

謝 辞

今回、NSPE 総会参加を認めてくださった、JSPE 幹部の皆様に深く感謝します。お蔭様で非常に有意義な、良い経験ができました。Order of Engineer でいただいた指輪は宝物で、今も右手小指にしています。

また、文中にも記載しましたが、JSPE 会員、特に在米会員は距離的に近いこともあり、人的ネットワークを築く上でも CPD Hour を稼ぐ上でも非常に有意義であり、お勧めします。各位が順次参加すれば、JSPE にとっても当人にとっても意義深いことと思います。
以上

NSPE 2011 Annual Meeting 参加報告 – 第3部

～Hoover Dam and Bypass に見る Project Management の重要性～

PEN-0062 馬場 文典

Takenori Baba, EIT

<日程>

7月15日(金) 名古屋出発→Las Vegas 到着 “Meet in Las Vegas” Reception

7月16日(土) NSPE 総会出席 House of Delegates Assembly / Networking & Installation Lunch
/ Joint Board of Directors / Reception “Celebrate NEW President”

7月17日(日) CPD 見学ツアー Private Engineering Tour – Hoover Dam and Bypass

7月18日(月) 自由行動(Las Vegas 観光)

7月19日(火) Las Vegas 発 →20日(日本時間) 名古屋帰着

第3部は、NSPE Private Engineering Tour – Hoover Dam に的を絞って報告いたします。

本ツアーは NSPE 主催による 6PDH の CPD イベントでした。後述する Bypass Bridge の設計者が同行し、行きのバスの中から「この橋脚のコンクリートの許容応力は…」とか「風に対する設計はどうなってるんだ!」と非常に熱い議論が交わされており、流石は NSPE 主催の CPD イベントだと感じ入った次第です。



Bypass Bridge上でHoover Damを背にする馬場会員と Mrs.Harrods (テキサス州PE協会会長)

また Hoover Dam は周辺8州の電力及び利水の要所であり、テロ警戒のため厳重なセキュリティが敷かれており、バスの中まで警備担当者のチェックが入る等物々しい雰囲気でした。また数力所近接レーダーとおぼしき設備も設置されていました。テロの恐怖が身近にある事を意識させられました。

1. Bypass Bridge



2010年完成のHoover Dam Bypass Bridge

アリゾナ州とネバダ州を結ぶルートとして Hoover Dam の上を通る U.S.95 があります。しかし本道路は片側一車線であり、交通量の増加に伴い渋滞が頻発するようになった事から Bypass 建設が求められてきました。

そこで2010年完成したのがこのバイパス。正式名称は The Mike O'Callaghan – Pat Tillman Memorial Bridge (Colorado River Bridge)

建設は日本の大林組とアメリカの PSM Construction の JV が担当したそうです。

この橋の上が絶好のダム観望スポットであり、周辺はちょっとした駐車場を備えた公園として整備されています。

この公園にはこの橋について説明する多くのパネルが立てられています。

また橋の欄干に沿って”Bridging Greatness”という橋の技術やプロジェクトについてを顕彰するパネルが多数はめ込まれていますが、その中で特筆すべきなのは Project Management に関する PR がほとんどだということです。

Project Management 重視の姿勢が一番現れていると思ったのが”Bridging Greatness”のパネル。最初のパネルは”Project Management Team”です。橋の諸元が2枚目、実際に建設に当たった大林組の名前は3枚目まで出てきません。つまり Project Management Team こそがこの橋にとって最も誇るべき栄誉だということです。



”Bridging Greatness” パネル

また橋への入り口にある公園のパネル展示も Project Management の考え方に従ったものだということが見えてきます。

例えば各パネルのタイトルを並べてみると

”SEE THE VISION with Purpose & Partners” …

Project Charter と Project Member 紹介

”PLAN FOR SUCCESS with Process & Phases” … Plan と Project Phase の説明

“CHOOSE THE SITE for Crossing & Bridge” … Risk Management (建設地や架橋方式の比較と採用理由, 代案)

等々

他にも各 Phase での問題点とそれをどう克服したかや, 費用をどこから調達したかといった情報が事細かに記載されており, この徹底した Project Management の成果の PR になにより驚かされました。

2. Hoover Dam

万事桁外れなこのダム, 1931 年着工, 1936 年完成 (黒部ダムの 27 年前), 平均 3500 人 (最大 5218 人) の労働者が雇用されて作られました。ダム湖 (ミード湖) の貯水量は 350 億 m³, この水量は日本のダムの総貯水量 204 億 m³, 琵琶湖 270 億 m³ を凌駕し, あまりの水量により 1940 年に M5 クラスの地震が発生したそうです。



この膨大な水量により 17 基の発電機から生み出される 2074MW の電力は美浜原発より大きく, Las Vegas の街があればだけ潤沢に電力を利用できる理由が理解できた気がします。(尚, 発電量は発電機の入替えでさらに増強予定とのこと。)



Hoover Dam という名前と対に覚えている方も多いかと思いますが, New Deal 政策という世界恐慌下の雇用創出策の一環でした。しかし, このニューディール政策を推し進めたのは Roosevelt 大統領。それではなぜ前の代の大統領の名前がこのダムに付けられたのでしょうか?

それは Hoover 大統領が各州の利害を調整してこのダムの建設を実現に導いたからだそうです。これもマネジメントの成果が高く評価されたと言えるのではないのでしょうか。

尚, Hoover 大統領は歴代大統領唯一の PE (mining) だそうです。



この日の気温は43℃、暑い！

3. Project Management の意味

今回、Hoover Dam Bypass における Project Management の熱烈アピールを見て、正直な所「なぜここまでするのか？」と疑問に感じました。

自分は国際的なプロジェクトに参加したことはなく、海外勤務経験もありません。それどころか大学院修了以来就職した日本企業一社だけしか見てきませんでした。ですので自分の感覚がもしかしたら世間の常識と大きく乖離しているかもしれないと思い、友人の技術者数名に聞いてみましたが、いずれも「日本でここまでPRしてるのは見た事がない」という回答を得ました。とすると、日米のこの温度差はなぜなのでしょう？なぜアメリカにおいてこれだけ Project Management の成果が評価されるのでしょうか？

あくまで私見ですがそれはアメリカという国が多民族国家であるという点に少なからず影響されているように思います。つまり、それぞれの人たちの持つ思想やバックボーンが違う。そんな中では価値観を共有するためには、物事を確実に明文化しプロセスを踏んでいく必要があったのではないのでしょうか。

日本では共通の価値観ゆえに暗黙の了解や、共通認識で済ませてきた事なのかもしれません。ただ今後、国際社会で様々な価値観やバックボーンの外国人と仕事をする事は増える方向にあると思います。その際にこそ Project Management が生きてくるのかもしれません。

最後に今回 NSPE Annual Meeting で感じた事を少しまとめます。

① Young Engineer 組織の必要性

NSPE の Student 会員が増えているそうです。また Young Engineer がフォーラムを開くなど非常に間髪に活動していました。

JSPE においても若手エンジニアを取り込んで育て、また主体的に JSPE の活動に企画参画できるようにする意味でも若手エンジニア組織を立ち上げる必要があると考えます

今回、運良く Young Engineer の新理事の Lin さんと知り合えたのでこの縁を大事にして、JSPE の若手エンジニア組織立ち上げ、そして NSPE との交流に繋げていければと考えています。

② NSPE における JSPE のプレゼンスの拡大

韓国 KPEA が閣僚や若い文部官僚を送り込んできているのが印象的でした。そんな中 JSPE がどのように影響力やプレゼンスを保つかというのが今後の大きな課題になると考えます。

その解決法の一つが NSPE への登録者、総会への出席者を増やす事と考えます。プレゼンス (presence) の源泉はやはりその場にいる (present) ことに尽きるかと思えます。

また 前記① により長期にわたる人的交流で人の顔が見える関係を構築する事が大事だと思います。

③日本技術士会との関係性

「日本には技術士会があるけど、JSPE との位置づけはどのようなの？」という質問を数度に渡り受けました。

今後、何らかの協力関係を構築できればと考えますが現時点では答えは見つけておりません。

④語学力

語学力の不足を痛感しました。帰国後すぐ会社主催の英会話講座に申込みました。来年の San Diego, CA もできれば参加したいと考えています。

以上

州登録関連記事

各州PE法事情

PE registration rule, State by State

⑪ デラウエア州

State of Delaware



Delaware Association of Professional Engineers
President :
Gregory Pawlowski, PE

マガジン今月号にデラウエア州登録を果たされた小林洋悦会員の体験記が掲載されています。デラウエア州は米国発祥の最初の13州の一つであり、かつ米国憲法を最初に批准したことから州の愛称が *First State* ということですが、大多数の日本人にはなかなか馴染みの薄い州でこれまでこの連載でも取り上げておりませんでした。しかしながら小林会員が JSPE 会員として初めてデラウエア州 PE として登録されたことを受けて、同州の PE 法を初めて調べてみると、一般的に保守的と言われる東海岸にありながら外国人の PE 登録にも門戸が開かれていること、および同州 PE ボードは他州における PE ボードと PE 協会とを融合したようなユニークな構成を持っていることを見いだしました。そこで連載 11 回目は小林会員の登録体験談を補足させて頂く形でデラウエア州の PE 法および PE ボードの特徴について解説することといたします。

1. PE 試験・登録を管轄するのは Board ではなく Association

デラウェア州のPEボードは大多数の州が採用している“Licensing Board”ではなく“Association of Professional Engineers”という名称を採用している（URL www.dape.org）。この特異なボード構成の詳細は同州のProfessional Engineers Act（www.dape.org/static/2009%20LAW.pdf）を読めば次のようなことであることが読み取れる。

- ・ 1972年にPE法を改正し、全米でも初めて Association という特異なボード構成に移行した。
- ・ Association の会員資格には Member(正会員) / Associate member(準会員1) / Affiliate member(準会員2) / Adjunct member(補助会員) の4種類がある。同州居住のPEはMember、同州居住でないPEはAssociate member、同州登録のFEはAffiliate member、PEではないが同州の“Engineer”規定を満たす者は Adjunct member となり、PE(正会員)にのみ Association 運営決議事項への投票権が与えられる。
- ・ Association への会費は正会員/準会員1 50ドル/2年間。これはPEライセンスの更新料を兼ねる。準会員2は初期登録料25ドルのみ。補助会員は初期登録料25ドルに加え、50ドル/2年間の更新料が必要。
- ・ Association の運営は15名のメンバー(理事)から構成される Council を中心に、渉外/広報/規則/財務/設備/試験/懲罰 の7つの部会が分担して行う。

このように他州ではPEはPEボードが決める規則に従うだけという側面が強いが、デラウェア州ではPEボード(Association)の運営にPE会員も投票権を通じて影響力行使ができるようにしているということが言えそうである。またデラウェア州の規定では Professional Engineer と Engineer (PEライセンスは持たないエンジニア)とを区別しており、それでいながら非PEエンジニアも Adjunct member として認知しようとしていることが特徴である。同州は世界的な化学会社デュポンなど著名な製造業があることで有名であるが、こうした企業内のエンジニアを何とかPEボードに関与させたいという背景があるのかもしれない。

2. 非 ABET 学歴でも業務経験でカバー可能


デラウェア州のPE登録要件も他州と同様、学歴がABET適合であることを前提とし、ABET非適合学歴の場合はNCEES Credential Evaluation(CE)での評価書提出を求めている。しかし、これとは別にABET非適合学歴でも業務経験が8年間であればよいなどの規定もある。今号体験談の小林会員の場合、ABET非適合学歴であったが、NCEES CEでの評価書を得るため日本語のシラバスを自ら英訳するという多大な努力を払われたこと、および業務経験が8年以上であることが評価され、日本居住者としてはおそらく初めてのPE登録が認められたものと推定される。

なお、DAPEページに掲載されている最新ニュースレター(Winter 2011号)には、同州ベテランPEによる論評記事があり、『学歴がABET適合かどうかよりも実際の履修内容が充実しているかどうかの方が重要である』という意見も表明されている。

3. わかりやすいWEBサイト

WEBサイト www.dape.org は色鮮やかなデザインの中にもすっきりしたレイアウトであり、登録申請、更新手続き、ライセンス保持者検索などの操作がわかりやすく行え、ひいては Association の運営も効率的にできているのではと感じさせるものである。同州のPE登録料は75ドル 更新料は50ド

ル と安価な部類に入るが、これも運営が効率的に行われていることの証かもしれない。

	DELAWARE ASSOCIATION OF PROFESSIONAL ENGINEERS 92 Read's Way, Suite 208 New Castle, DE 19720 Phone: 302-323-4588 Fax: 302-323-4590 Email: office@dape.org
Professional Engineer	Welcome to Delaware's Engineering Licensing Board
How to apply New Applicant Exam Payment License Renewal Address Update PE Roster Download Renewal/ Wallet Card Check Application Status	General information about DAPE and engineering in Delaware: Council and Committees Meetings held by Council and its Committees Difference between DAPE and DES - Delaware Engineering Society Why should you get licensed as a Professional Engineer How to file a complaint

4. Association と Society の関係は

このように見えてくると、デラウエア州 PE Association は他州の PE ボードと PE 協会 (Society) を一体化したともいえる構成、運営を行っており、部会構成もわれわれ JSPE と類似していて今後の運営にも参考とできる部分も多いかもしれないと感じた。ところでそうするとデラウエア州には PE 協会はあるのか？という素朴な疑問が湧き起こるが、DAPE ページにはこの点への回答も冒頭に用意されていて Delaware Engineering Society (DES) へのページリンクが掲載されている。筆者が7月に参加した NSPE 総会では偶然 DES 前会長の Faqiri 氏と名刺交換を行っていたのでその時の写真を掲載しておく。なお筆者はこの際、「デラウエアでしたらおいしいブドウありますよね」というお粗末な質問をし Faqiri さんを戸惑わせるという失態を演じてしまった。この正解は小林会員の登録体験談の中にありますのでご熟読下さい。



左から川村、三宮会員、デラウエア州PE協会前会長 Ahmad Faqiri氏
- 2011年7月 NSPEラスベガス総会にて -

最後に小林会員のデラウエア州 PE 登録をあらためてお祝いするとともに、多大な労力をいとわずに「東部開拓」を果たして下さったことに深甚なる感謝の意を表すものです。

記： 2011/9/4 理事
川村武也

オレゴン州試験資格認定委員会情報

今回も OSBEELS（オレゴン州試験ボード）のウェブサイトに掲載されている、Examinations & Qualifications Committee（試験資格審査委員会）の議題・議事録から気になるトピックをお知らせします。今回は 2011 年 6 月 10 日の議事録が対象となります。

- Oregon 特化の Land Surveying 試験において、二人の受験者が、解答時間が足りなかった、とコメントした。
- 2011 年 4 月の NCEES の試験で、試験時間終了後に答案作成を止めない受験者がおり、委員会では NCEES の勧奨に従い、受験結果を無効とした。

前回議事録でもこのような議事がありました。折角の学習成果を無にするような行為は厳に慎み、解答終了時間が来たら後は運を天に任せて…直ちにペンを（シャーペン？）置きましょう！

- PDH 提出について、日本人 Norihiko Hoshino 氏より、津波の影響により証拠書類を居住地に取りに行けるのが 6 月末以降となるため、書類提出期限を延長するよう要望があった。委員会では提出期限を 7 月 31 日まで延長する決定をした。

天災の影響は考慮してもらえることがあるのですね。何が起こるか分からない不安な世の中でし…今後留意しておきましょう。

- NCEES は、2011 年 4 月の試験において、隣同士の受験者の解答内容に、統計的に考えにくいような類似性が特に不正解内容について見られたため、OSBEELS に調査することを勧奨した。OSBEELS ではその勧奨を容れ、Regulation Department に本件を照会した。

一方が他方の答案を盗み見したのでしょうから、見られた方はいい迷惑ですね。学習成果に自信がないときは受験延期もできます。くれぐれも不正などに手を染めないように！

- 特例要求
2004 年 12 月 31 日以来失効している登録を更新して欲しい、との依頼をしてきた者がいたが、Oregon Revised Statute (ORS) の 672.170(4)項により、証明を 5 年以上延滞している場合には更新されない場合がある、と規定しており、それに基づき委員会では、当該者の登録を更新しない旨を決定した。

資格の一時停止をされている方、される予定の方はご注意ください。

- NCEES は、2012 年 4 月の試験における PE の Civil Structural、及び 16 時間 Structural Engineering 試験の改定について、オンラインで試験 6 カ月前までに公表するとしている。また、

2011年10月試験のPE Control System 及びPE Civil-Geotechnical 試験については変更を実施する。

ちょっと遅すぎましたが…2011年10月試験の変更点については以下のリンクを参照下さい。

http://www.ncees.org/Exams/PE_exam.php

- NCEES は、California 州 Board との間で、PE、Land Surveyor、Geologist の試験を同州内で実施手配することで合意したと発表した。
- NCEES は、紙ベースの FE、FS (Fundamentals of Surveying) 試験は 2013 年 10 月が最後となり、それ以降はコンピュータベースに移行するべく準備していると発表した。
- Washington 州 Board は、Washington 特化の Structural 試験の日を 2011 年 10 月 15 日に変更した、と通知した。それに伴い、OSBEELS では Washington 特化の Structural 試験を同日に施行することとした。
- 委員会では、2011 年 1 月の professional development hours (PDH) ユニット監査の結果として、23 名から回答を得ていないため、Regulation Department に照会した。その中に日本人と思われる Masa Harada 氏の名前がある。

さて、残念ながらこの記事の連載の中でも、受験者の不正に関する記述が度々登場しています。我々の米国に対するイメージは、フェアプレーを重んじる、神の前で宣誓する、正義・公正を標榜しているなど、およそ不正とは縁遠いようなものではないかと思うのですが。

実務の中ではなおさら、自分が苦しくなり発覚の恐れが少ない場合は、誘惑にかられ不正に手を染めかねないケースに遭遇することもあるかと思います。筆者のような職種（認証検査会社）であってもなお、実際に不正が発覚し信頼を失ってしまった（更に悪いことには、製品ユーザを危険に晒してしまった）検査機関もあるようです。PE の試験、及びその過程における倫理の学習は、こういったケースに遭遇した時にブレーキをかけるための訓練ともなるのではないのでしょうか。

また、話は異なりますが、日経ビジネス 9 月 19 日号に、「TOC によるモノ作り改革」という記事が掲載されておりました。主にオムロン大連における成果の発表であり、4 種類の製品リードタイムが 13 週間から一気に 1 週間に縮まった、というものです。TOC (Theory of Constraints, 制約理論) は 2001 年に、故エリヤフ・ゴールドラット氏により提唱されたもので、既に古典の域に達した感がありますが、この理論が未だ輝きを失わず、発展地域である中国で目覚ましい成果を挙げている、というのは大変興味深く感じます。

教育部会の分会である鬼金（鬼に金棒、PE に PMP）では、上記で紹介されるような業務改善プロジェクトも含め、プロジェクト運営における「Good Practice」の集大成である PMBOK (Project

Management Body of Knowledge) の内容を共に学習し、また関連情報として上記 TOC など様々なプロジェクト運営上の知識に触れていきます。ご興味があれば、ぜひ一緒に勉強しましょう。

PE-0145 鈴木 央

合格体験記

PE 登録体験記 1

US Professional Engineer デラウェア州への登録



1. 氏名： 小林 洋悦
2. 会員番号： PE-0199
3. 登録州： デラウェア州
4. 専門分野： Mechanical
5. はじめに

この程、the Delaware Association of Professional Engineers (DAPE) への登録が完了し、正式にデラウェア州の Professional Engineer (Mechanical) となりました。2010 年 4 月に the National Council of Examiners for Engineering and Surveying (NCEES) の PE 試験を東京にて受験し合格しました。その後の州登録までの道のりを報告します。

6. 登録手続き概略

- | | |
|--------------|--|
| 2010 年 4 月 | NCEES による米国 PE 試験受験 (東京) |
| 2010 年 6 月 | JPEC 経由にて合格通知受領 |
| 2010 年 8-9 月 | NCEES Web site, JSPE Web site で登録州選定の情報収集・検討
DAPE の Web application にて州登録を電子申請及び the Ethics & Regulations questionnaire を DAPE へ提出
NCEES の Web application にて、credentials evaluations (a formal written evaluation of the education) を電子申請 |
| 2010 年 12 月 | NCEES より DAPE へ credentials evaluations を送付した旨の通知を受領 |
| 2011 年 1 月 | DAPE より勤務先の上司、Reference の方々へ e-Mail にて問合せがあった模様 |
| 2011 年 4 月 | DAPE より P. E. 登録が承認された旨の通知を受領 (e-Mail)
登録料と併せて Embossed impression of seal を DAPE へ送付 (validation の為) |
| 2011 年 6 月 | DAPE の website PE Roster へ登録完了、Certificate 受領 |

7. 登録州の選定

日本 PE・FE 試験協議会 (JPEC) の website にて「各州の登録条件 (NCEES によるまとめ)」を参照し、米国在住であること、市民であること及び米国の社会保障番号 (Social Security Number; SSN) を前提としない州をピックアップ。ブドウが好きな子供と話の話題になると思い、その中からデラウェア州を選びました。尚、ブドウの名称はオハイオ州デラウェアに由来するそうです。

デラウェア州の申請者要件は次の通りです。

- ・ Evaluation of degree (学歴証明)

- ・ 3 U. S. PE references (米国 PE 3 名以上を含む、全 5 名の照会先)
- ・ 8 years of progressive engineering experience (8 年以上の実務経験)

学歴証明は NCEES による証明を必須としています。また、実務経験は、学士（非 ABET 適合大学卒）には 8 年以上ですが、デラウェア州法によると、修士（非 ABET 適合大学院修了）は 5 年以上、博士（同）は 4 年以上となっています。日本の大学院修了者も同様の扱いとなるかは個別に DAPE への問合せが必要と思います。私の場合は、既に 8 年以上の実務経験があったので特に問合せをしませんでした。尚、私は日本の大学（非 ABET 適合）を卒業しています。

8. DAPE への問合せ

「各州の登録条件」を見る限り私が申請する上で制約はないものの、JPEC Web site の“日本在住者（米国在住を条件としない）に対し「PE 資格登録申請を受け付けることを表明している」州”にデラウェア州が含まれていないので、念の為、申請可否を e-Mail にて質問しました。しかし、回答がなかったため、DAPE 申請画面の入力項目の一つである FE/PE の「Examination - State」の州コードリストに「JPEC」がないのでどの様にすれば、申請画面の入力を完結し申請を完了できるのかを改めて質問しました。ここが空欄だと先に進みません。それには直ぐに返信があり、「JPEC」の代わりに「DE」(Delaware)を入力するようにとのことでした。特に申請不可との記述がないので、「申請可」の裏付けが成されたものと理解して申請を完了しました。

申請受理後、DAPE から e-Mail にて「あなたは DE で FE/PE 受験記録がない」との連絡があったので、先に受領していた DAPE からの回答 e-Mail をコピー・貼付して「JPEC 受験であったので指示通りに” DE”を入力しました」と返信したところ OK との回答がありました。

9. 申請手続き

9-1. DAPE への電子申請

DAPE の website: ” Professional Engineer - New Applicant” から電子申請できます。

“How to apply” には申請方法の説明があり、比較的簡単に手続きできます。主な手順は次の通りです。

(1) 申請画面にて申込

電子申請画面に沿って必要事項を入力します。

主な必須入力事項：

- ・ SSN (日本での年金番号を入力)
- ・ 現在の所属会社と職責
- ・ FE/PE 受験情報 (場所「DE」、日付)
- ・ 学歴
- ・ 先に入力した現在の所属会社を含め、実務経歴 (会社名、業務内容) とその期間の上司氏名・連絡先・e-Mail アドレス (実務経歴の内容としては、PE の受験申込で記述した程度をそのまま入力しました)
- ・ 5 名の References の氏名・連絡先・e-Mail アドレス

(2) Affidavit と Ethics & Regulations questionnaire を印刷して国際スピード郵便 (EMS) にて提出

Affidavit (宣誓書) には写真を添付、サインをします。

40 問ある Ethics & Regulations questionnaire に解答します。解答には Delaware' s Professional Engineers' Act と Delaware' s Engineering Code of Ethics を参照します。何れも DAPE website から pdf file にて入手可。Questionnaire は四者択一式で、36 問以上の正解が合格基準とあります。基準に満たない場合のやり取りの為に解答用紙はコピーやスキャンデータを手元に残す必要があります。

(3)

申請費用

申請費用 USD75. は申請画面でクレジットカードにて支払います。

(4) Evaluation of the education を NCEES へ申込み、DAPE へ送付してもらう (9-2. 参照) 学歴証明書は NCEES が発行し DAPE へ送付することが要求されています。
NCEES への証明書発行申請時に、どの州 board へ送付してもらうのかを明記します。

9-2. NCEES への電子申請

(1) 申請画面にて申込

画面に沿って必要事項を入力します。Evaluation の対象は以下の通り。

- ・ Transcript
- ・ Diploma
- ・ Course Description

(2) 卒業大学へ英文の成績証明書・卒業証明書・講義便覧を申請

大学への申請時、transcript request (Institutional Certification) を NCEES 申請画面から印刷、同封します。各証明書と Institutional Certification は大学から NCEES へ直接送付してもらいます。手順については事前に大学事務局担当者と確認し、NCEES 宛 EMS 封筒・切手も同封して申請しました。

尚、NCEES は大学が作成した英文便覧を条件としている一方、私が卒業した頃の便覧は日本語版のみの為、英文版は作成してほしいと大学から要請を受けて自分で作成しました。証明書の申請書と、その英訳版便覧を大学事務局へ送付し、NCEES への書類一式に含めてもらいました。また、NCEES へこの事情を application 画面より通知すると共に画面を印刷して大学事務局へ送付しました。NCEES から返答はなかったものの、結果として認められたようです。

大学事務局への送付書類内訳：

- ・ 各種証明書の申請書
- ・ Transcript request (NCEES 申請画面から印刷)
- ・ NCEES 宛 EMS 封筒・切手
- ・ 英訳版の講義便覧
- ・ 講義便覧の英訳を私が作成する旨を NCEES へ伝えたメッセージのコピー

10. References

実務経験を証明できる上司および Reference の方々へは、DAPE から e-Mail にて所定のフォーマットが送付され回答要請があります。

11. 登録承認と seal

2011 年 4 月に DAPE から e-Mail にて登録が承認された旨連絡あり。有効期限までの登録料 (USD31.25) と embossed seal impression を押した所定用紙を同時に提出するよう指示があり、直ぐに embossing seal を入手し、登録料の international postal money order を同封して送付しました。DAPE では、embossing seal が必須です。Rubber stamp はオプションとして使用可能ですが、この validation には embossed seal impression を提出する必要があります。Seal は EngineersSeal (<http://www.engineerseals.com/>) からインターネット通販にて購入しました。一週間程で手元に届きました。

12. 最後に

PE 登録に際し、Reference を引受けて下さった方々にこの場をお借りしてお礼申し上げます。また、試験準備・登録方法について、アドバイスを下さった職場の PE の方々と週末に試験準備の時間を作ってくれた家族に感謝致します。

PE 登録体験記 2

1. 氏名： 柴山 美香
2. 会員番号： PE-0201
3. Branch： Civil (Structural)
4. はじめに

2011年6月にカリフォルニア州にてPE登録されました。その後、Googleで他のことを調べている最中に偶然JSPEの存在を知り、日本にてCPD、その他の情報や交流の場を提供しているということに興味を持ち会員登録させていただきました。わたくしの経験したカリフォルニア州のPEの申請・登録の過程を紹介します。



5. 実務経験によるEIT試験の申請

少し余談にはなりますが、ちょうどアメリカでテロが起きる10日ほど前に語学学校が主催するプロフェッショナルコースという4ヶ月英会話&8ヶ月無償インターンというプログラムに参加するため留学しました。日本の大学卒業後、日本の建設会社で2年半ほど働きアメリカの構造設計事務所です。インターンをした後、労働ビザのスポンサーをしてもらいアメリカでの実務経験を積みました。そのインターン中に同僚にEITを受けることを勧められたのですが、正直なところEITがどんなものかさえ知りませんでした。EIT試験を受ようと思ったときは既に大学卒業後何年経っていることか……。じっくりと遠い記憶を思い出しながら、と言いつつも英語で授業を取ったこともなく、専門分野でもない聞いたこともない他分野の専門用語の英単語で苦労しました。でも、真剣に取り組んだおかげで大学時代になんとか勉強した内容も、今さらながら、あーそういうことか、おかげで十分な達成感は得られましたけどね。これから目指す方には、記憶が新しいうちに受験することをお勧めします。

2004年のEITを受験したときのRequirementsは

- ・ 3年のEAC & ABET認定のカリキュラムによるコースワーク
 - または
 - ・ 3年またはそれ以上の実務経験 (anywhere in the world)
- さらに
- ・ エンジニアの実務上、有罪判決を受けていないこと

というもので、その中のEAC&ABET認定に関する記述ではさらに

“Foreign degrees are not ABET accredited unless they are from Canada. If you have a degree in Canada, please check on its accreditation.”

と続いたため、アメリカで大学に行った経験のないわたくしは迷わず世界中どこでもかまわないという実務経験を使うことにしました。日本の会社の経験を使うにあたり、会社名・会社の住所・働いた時期を書いたのみで、追加の資料請求は全くありませんでしたし、問い合わせがあったとも、会社からは聞いていません。ただし、先日調べたところ実務経験の記述で anywhere in the world という部分は削除されていて、さらに Crime の項目もありませんでした。Crime に関しては他の場所に記述されている可能性は高いですけどね。

* 情報に関しては、頻繁に変更があるため必ず自分が試験を受けるときの最新情報を Board のホームページで調べて下さい。

6. PE 申請・登録について

日本でPE試験を受けたJSPE会員の方が多いと思いますが、いろんな体験記を読みながら、まず初めにPE試験に合格し、その後PE登録という過程の記述が大多数で、州によって違うものだと改めて感じました。

PE試験申請時に提出した書類は

- ・ NCEES のウェブサイトでの試験の登録サマリーのコピー
- ・ 記入しサインした申請用紙（アメリカ市民権かカリフォルニア住民でなくても申請可能ですが、SSN か ITIN が必須です。）
- ・ Personal Check か Money Order（わたくしの申請時には 275 ドルでした。これは受験料に合格の通知後 1～2 か月分の登録料を含んだ金額です。）
- ・ Engagement Record and Reference Forms（4人以上）
- ・ 成績証明書など
- ・ 自分の住所・氏名を記し、切手を貼った葉書 2 枚（任意 - 申請書類受領・通過など連絡がほしい人のみ）
- ・ Take Home Examination

です。その他、他州の EIT certificate、Copies of court documents などその項目に当てはまる人はそれぞれ必要な書類を添付する。

カリフォルニア州の Civil PE 試験が他の州と違う点としては、NCEES と Law & Board Rules の試験以外に州独自の Seismic Principles と Engr Surveying の 2 つの試験があることで、すべて合格しなければ PE 登録は出来ません。Seismic Principles と Engr Surveying の試験についても受験する際には NCEES のウェブサイト上にてそれぞれの試験ごとに登録する必要があります。

上記の申請書類のリストを見て気づくと思いますが、最低 4 人の Engagement Record and Reference Forms は申請の際の必要書類です。同じく Take Home Examination、これはみなさんが PE 試験合格後にオンライン上で受けている試験と同等のものと思われそうですが、問題と解答用紙を Board のウェブサイト上からダウンロードして手書きで解答し申請書類と共に提出します。そのため、カリフォルニア州では PE 試験に合格すれば、その時点で PE として登録されるわけです。

個人的に不思議だなと思ったのが EIT 試験申請の際に EAC & ABET 認定のカリキュラムと限定されているのに PE 試験申請の際には

“four years experience credit for graduation from an approved engineering curriculum; or, two years experience credit for graduation from a non-approved engineering curriculum or an approved engineering technology curriculum.”

と半減するものの認可されていないカリキュラムでも Requirements の一部として使えてしまうんですね。Requirements の中では卒業後 6 年の実務経験となっていますが、わたくしの場合には実務経験を使って EIT を受験したこともあり安全策として EIT 合格後の実務経験年数 & 認可されていないカリキュラムの数年で 6 年を確保出来るようにした後、すべての書類を揃えて申請しました。追加書類等要求されることもなく、無事申請は通りました。

参考に、申請する際に FedEx を利用しても良いか質問しましたが、それ自体は問題なく、Eメールでの質問も数日で返答がありました。

7. さいごに

申請・受験時には日本在住でしたので、試験を受けにカリフォルニアに行きましたが、参考資料はケース 3 箱、FedEx の 10kg と 25kg（2 箱）まで一定料金の箱を友人宅に送り、試験会場まではタイヤの付いたカートを利用しました。実際に試験会場に持ち込んだ資料の総重量約 40 キロで、試験会場で話しかけられた女の子に Branch を聞かれ、Civil (Structural) と返答したら本が多いのに納得してました。資料のほとんどが基準や仕様書です。ちなみにわたくしは試験中、全部使いました。確かに現地では 1 箱、2 箱の人が多かったですね。

今後 PE を目指される方へ、
わたくしの体験談が何かのきっかけや参考になれば幸いです。内容等でご質問があればいつでも聞いて下さい。

PE 登録体験記 3

氏名： 紀和 伸政
会員番号： PE-0196
登録州： ワシントン州
専門分野： Electrical



ロンドン留学中ハイドパークにて（当時4歳の長男撮影）

1. はじめに

ワシントン州の登録に関しては、過去の JSPE マガジンにわかりやすい体験記が数多く紹介されていますので、私が追加できる内容はほとんどありません。ただ、私が PE 登録した際にもそうだったのですが、それぞれの方が異なる視点で体験されたことを知ることで、「書いてあっても十分に理解できていない点」が徐々に明らかになってくると考えています。そこで、私の体験も今後 PE 登録される方々のお役に立てるのではないかと思います、紹介させていただきます。

2. PE 登録の略歴

私の PE 登録までの経緯を紹介します。

2008年3月 : 会社の先輩より PE が世界で活躍するエンジニアに必須の資格であることを聞き、PE ライセンスの取得を決意する。（他の理由で日本の技術士、電験2種（第2種電気主任技術者）の資格取得も決意）。

2008年7月 : FE 試験申し込み。

- 週末は当時3歳児と1歳児の世話に没頭し試験勉強ができなかったため、会社の始業前や昼休みを利用して毎日こつこつ試験勉強をする（他の資格試験勉強も兼ねて1日1~2時間程度、土日以外はほぼ毎日）。
- 教材は「Michael R. Lindeburg. 1001 Solved Engineering Fundamentals Problems. Professional Pubns Inc.」で、専門分野（私の場合「電気」）以外の問題をすべて解いた（これだけで十分、というより私的にはこれ

- 以上ムリでした)。
- 2008年10月 : FE試験受験(Electrical)。
- 2008年1月 : FE試験合格通知受領。
- 同上 : PE試験申し込み。
- 専門分野のみの出題に加えて教材持ち込み可ということもあり、試験勉強は他の資格試験勉強で代用。ただし、PPIのWeb講座を受講し英文試験問題に慣れる努力をした(目を通せたのは全体の15%ぐらいでしたが・・・)。
- 2009年3月 : 日本の技術士(電気電子部門)および電験2種取得。
- 2009年4月 : PE試験受験(Electrical & Electronics)。
- 持ち込んだ教材は、REFERENCE MANUAL、電験2種試験参考書2冊、リーダーズ英和辞典。
- 2009年6月 : PE試験合格通知受領。
- 2009年7月 : 外国人のPE登録に比較的前向きで、長期間ホームステイしたことでなじみもあるワシントン州での登録を決意。同時にNCEESへ卒業大学の評価を依頼。
- ワシントン州では8年の業務経歴(この時点での私の職歴は7年でPEに相応しい業務となると4年がいいところ)が必要だが、卒業大学の評価さえ得られれば大学過程が業務経歴4年として認められ、実質PEとして相応しい経歴は4年でよくなる。なお、大学を評価できる機関はNCEESなどに限られる。
- 同上 : 卒業大学に取得単位科目の英文シラバスを送付するよう依頼。
- NCEESのリクエストによる。ただ、大学からは、英文シラバスがないので、善処はするが対応は困難だと思ってほしいとの旨の回答あり。
- 2009年8月 : 大学の評価を得るのが難しそうなのでPEとして相応しい業務経歴を8年積みまで登録をあきらめる。
- 同時に、所属している会社の制度を利用して家族とともにイギリス(ロンドン)へ短期留学する。(英国のCHARTERED ENGINEERの習得も頭にあったが、学校が忙しく断念。)
- 2010年5月 : 突然NCEESより大学の評価が無事完了し、ワシントン州へ資料を送付した旨のメールを受信。PE登録を再決意。
- (大学で国際化推進プロジェクトがあり、ついでに1年がかりで対応してくれたようである。1年前のことを忘れずに対応してくれたことに感謝!)
- 2010年6月 : ワシントン州への登録で求められる3人以上のPE資格保持者の評価(Reference)を得るためPE資格保持者の方々を探し始める。
- 同上 : 社内のPE資格保持者の名刺を偶然見せてもらったので、突然で失礼と思いながら事情を説明しアドバイスを求める。その後すぐにJSPEのセミナーを紹介いただく。
- 2010年7月 : JSPEのセミナーに初めて参加する。その席でReferenceの依頼をする。

(上旬)

2010年7月 : 皆さんお忙しいにもかかわらずメールや文章でご助言くださり、また個人的に面談いただくなど、本当にご親切に対応いただき、最後に快く Reference を引き受けていただきました。

(この時改めて PE の方々のモラルやエンジニアリング力の高さに触れ、これから PE 資格を取得する者として襟を正す。)

同上 : 最初に JSPE のセミナーを紹介してくださった方が Verifier として直接資料をワシントン州に送付くださる。同時に私自身も必要書類をワシントン州へ送付する。また、NCEES に FE、PE 試験の合格証明を送付するように依頼 (NCEES の依頼先はどこにも記載がなかったので JSPE に助言いただき、ワシントン州から直接聞きだした)。

2010年8月 (上旬) : ワシントン州より申請書類をすべて受領した旨の連絡と、Law and Ethics の Web 試験の受験要領が送付される。

同上 : 早速 Web テストを受験し合格 (正答率 100%)。

- 問題数は 25 問中 20 問以上正解で合格。制限時間はなし。
- 全問州法に関連しており、試験問題毎に州法へのリンクがある。
- 例え不合格となっても再トライできるとの説明があった。

2010年8月 : PE 登録完了。

(下旬)

3. 登録に関する特記事項

(1) NCEES の卒業大学評価について

大学評価には受講した講座の英文シラバスが求められます。このハードルがかなり高いです。特に自分の受講した講座が現存講座ではない場合には、当時のシラバスをわざわざ英文に翻訳してもらう必要があり、大抵対応してくれないと思います (ちなみに自分での翻訳は NG で、あくまで大学から提出してもらう必要があります)。そのため、経験年数が少ない方で NCEES の大学評価を得るのが難しそうな方はワシントン州に別の方法を直接問い合わせるか、条件の異なる他の州を探すことをお勧めします。なお、他の方の体験記にもありますが、ワシントン州は Eメールの質問に対しても非常に丁寧に回答してくれます。

(2) Reference について

身近に PE の方がいない場合、やはり JSPE に頼るのが一番だと思います。セミナーなどで技術交流したりご指導いただいた結果、PE として認められ Reference となっていてだと自信になります。また、登録後の自己研鑽 (PDH 取得も含めて) に有用です。

(3) 登録料の支払いについて

私だけかも知れませんが、「check or money order」と言われても「なんだそれ？」でした。これも多くの体験記にあります。郵便局で購入できる「国際郵便為替」でよいことを知ったのはやはり JSPE のセミナー (の後の飲み会?) でした。

(4) 州政府への資料の送付について

些細なことですが、スピードと安全性、またインターネットで配達状況を知ることがで

きることを考慮すると郵便局の EMS がお勧めです（私が言うまでもないかも知れませんが・・・）。ちなみに、私は小包用と書類用があるのを知らず、一生懸命小包用に宛名を書いてしまいショックを受けました（結局書類用に書き直し送付しました）。

(5) PDH について

現在のところ更新の際に PDH を証明する必要はありません。ただ、Surveyor には 15 PDH 求められるようになったそうなので、近い将来 PDH を要求されると思います。

(6) 更新について

先日（2011年8月）に更新をしました。方法はいたってシンプルで、期限1ヶ月前ぐらいに送付されてくる書類に記載の ID とパスワードを使い、インターネットで更新できます。ただ、インターネットではクレジットカードでしか支払いができないので、抵抗のある方は登録時と同じ「国際郵便為替」で支払いう方法もあります。

4. 最後に

お役に立てるかどうかは分かりませんが、私の体験記は以上です。PE 登録は人とのつながりも作ってくれる素晴らしい制度だと思います。これから PE 登録をされる方は是非楽しみながら進めてください。なお、この体験記は個人的な記録を残す良い機会になりました。機会を与えてくださった JSPE に感謝いたします。

以上

PE 試験合格体験記 1

1. 氏名 鈴木 康隆
2. 会員番号 PEN0073
3. 試験分野 Mechanical
4. 試験日 2010年10月31日
5. 参考書 問題集等

Mechanical Engineering Reference Manual for the PE Exam, 12th Edition・・・参考書1

Mechanical PE Sample Examination・・・参考書2

PE Structural (16-hour) Sample Questions and Solutions・・・参考書3

6. 受験のきっかけ等

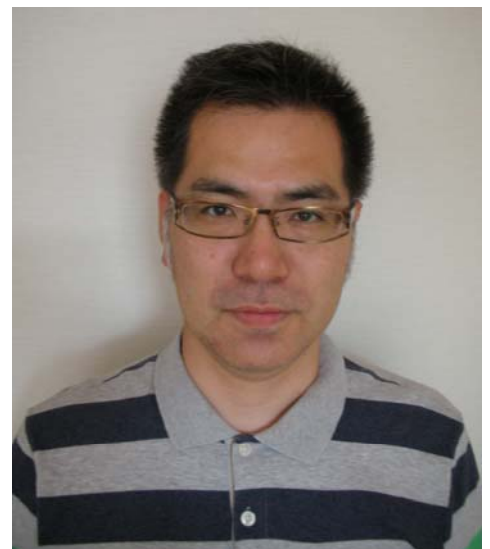
会社で PE 取得の働きかけがあり、先ずは FE 受験を申し込むも、勉強不足で不合格。以後、悔しさをばねに受験を続け、何とか PE 試験に合格することが出来た。

7. 勉強方法

合格までの経緯

2008年10月 FE 試験 まったく勉強せず受検するも当然不合格に終わる。

（前日インターネットで試験情報を検索するも、基本情報処理（FE）の情報ばかり



り・・・今になれば当然も、当時はそのレベル。)

2009年4月 FE 再試験 不合格者に送られてくる得点分布を基に、不得意分野につて、直前一カ月集中して勉強、何とか合格。

2009年10月 PE 試験 参考書1を基に参考書2の問題を一通り解き勉強するも、出張などで忙しく、それ以上の勉強時間が取れず不合格

2010年10月 PE 試験 計画的に勉強してなんとか合格

PE 試験の勉強 (勉強時間)

本格的な勉強は8月からの3ヶ月間。

朝、30分早く出勤、昼休みに30分程度と会社で合計1時間程度。

帰宅後、就寝前に1時間程度。休日は家族サービスのためほとんど勉強時間は取れなかったが、月に一度くらいは2~3時間程度の勉強時間を確保。だいたい以下のような感じ、(但しFEおよび1回目の試験の勉強時間は除く。)

(時間)

	8月以前	8月	9月	10月	合計
平日	20	40	40	40	140
休日	0	3	3	10	16
合計	20	43	43	50	156

勉強方法 (合格した年)

まず、NCESSのHPから参考書3を購入(参考書1, 2は前年の経験で既に入手済み)、一問ずつ解いていくが、比較的簡単なので、この勉強法でよいか少し不安になるが、とりあえず全問を解く。

次に参考書2(前年まったくと言って役に立たなかった感はあるが・・・)について、念の为一問ずつ解法を確認していく。

最後に前年度受検後に付箋を付けた頁*を中心に、問題を一問ずつ解きながら丹念に学習。

*: 前年度受検後、試験中に使用した頁(要するに出題された問題の関連部分)に付箋を付けておいたため、その部分をみっちり勉強。あまり自慢になりませんが、これが一番役に立ったと思います。受検後合否に不安のある方は、記憶の新しいうちに、関連部に付箋を貼っておく事をお勧めします。

なお、一回目の試験の時には付箋は、はずす必要があるかもしれないと思い、参考書には何も貼っていませんでしたが、周りの人は貼っていたので、2回目試験の時は、その付箋を付けたまま参考書を持ち込みました。ポストイットの貼りつけは、特に問題は無いようです。

8. 試験~合格まで

現在の住まいが茨城なので、東京に前泊。あまりに宿泊した部屋がうるさいのでフロントに部屋の変更をお願いする(何とか6時間睡眠確保)。参考書1と解法ノート(自作)への検索リストを作成(製本)し持ち込み(結局使用せず)。単位の換算表を検索リストに閉じ込め持参(たびたび使用)。長丁場での疲れ予防にブドウ糖のお菓子も持参。

持ち込んだ図書は

- ・英和辞典（ポケット版）
- ・参考書1～3
- ・解法ノート
- ・Mechanical Discipline-Specific Review for the FE/EIT Exam

試験はある程度出来た感があったが、受験2回目以降の合格率が低いという事実から、若干の心配をもちつつ合格通知を待つ。12月時点で早めに不合格者に来るであろう、不合格通知が来なかったので、合格を確信。1月に合格通知がやってきて、やっと合格の実感を得る事が出来た。

9. 最後に

人それぞれバックグラウンドが違うので、動機、勉強方法、時間はいろいろだと思います。私は、なんとなく受け初めて、結局、結構な時間（期間）を費やしましたが、試験勉強を通じて、苦手な分野の把握とその勉強が出来たため、これはこれで、良かったのではと思っています（どのくらい向上したかは別として。。。）今後はPE登録に向け、研鑽を続けていきたいと思います。

PE 会員のためのページ

私の PDH audit 体験

PE-0081 理事 神野秀基

前号でオレゴン州 PE の更新について、自分の記録をご紹介しました。

お陰様で、無事に PE License の Certification 送り届けられました。

今回はオレゴン州管理規定の Continuing Professional Development の部分の翻訳を掲載しますので参考にしてください。

本翻訳は自分のメモ用に作成しましたので誤訳等が多々あると思われるので、各自原文を読んで更新手続きを行ってください。

又、本規定は頻繁に更新されます、5月15日付けの規定をから、7月15日付け、更に本原稿を書いている途中で8月15日付けが発行されています。更に混乱することはどの箇所が変わったかを明記されていません。

本校は2011年7月15日付けの規定内容です。

皆さんがPEライセンス更新される時に再度OSBEELSのサイトを確認することをおすすめします。

なお、特許取得についてPDH獲得できるかのお問い合わせが会員からありました。

特許 1件あたり10PDH と JSPE ホームページの資格・技術情報→PE制度→PDHについて→PDH獲得手段に記載されていますが本内容は NSPE モデルルールであり、オレゴン州の規定には記載有りません。

オリジナルは下記をご覧ください

http://arcweb.sos.state.or.us/pages/rules/oars_800/oar_820/820_tofc.html

The Oregon Administrative Rules contain OARs filed through July 15, 2011

BOARD OF EXAMINERS FOR ENGINEERING AND LAND SURVEYING

DIVISION 10

LICENSING

The Oregon Administrative Rules

BOARD OF EXAMINERS FOR ENGINEERING AND LAND SURVEY

820-010-0635

Continuing Professional Development

The purpose of professional development requirements is to demonstrate a continuing level of competency of professional engineers, land surveyors, and photogrammetrists.

(1) Requirements.

(a) Every registrant is required to obtain 30 professional development hour (PDH) units during the registrant's current biennial renewal period in order to renew for the next biennial renewal period.

(b) Every registrant will report their PDH units on the Continuing Professional Development (CPD) Organizational form and submit to the Board office with the renewal form and fee. The CPD Organizational form must be completed in its entirety.

(c) Supporting documentation to verify the PDH units recorded on the CPD Organizational form must be submitted to the Board office when requested to participate in an audit. Supporting documentation may include, but are not limited to:

(A) Completion certificate(s);

(B) Paid receipt(s);

(C) Attendance log;

(D) Other documents supporting evidence of attendance.

(d) The CPD Organizational form and supporting documentation must be submitted to the Board in English or translated to English.

(e) Records must be retained for five (5) years.

(2) PDH units must be obtained in qualifying activities related to the individual's registration. A qualifying activity is any course or activity with a clear purpose and objective which improves, or expands the skills and knowledge relevant to the registrant's field of practice or practices.

(3) Non-qualifying activities may include, but are not limited to:

(a) Regular employment;

(b) Real estate licensing courses;

(c) Personal, estate, or financial planning;

(d) Personal self improvement;

(e) Service club meetings or activities;

(f) Equipment demonstrations or trade show displays;

(g) Topics not relevant to engineering, land surveying, or photogrammetry professions;

820-010-0635

継続教育

継続教育の目的は、従来測量、写真測量、技術およびの能力レベルを継続的に維持することにある。全ての登録者は登録更新時に継続教育の要求事項を満足していなければならない。

(1) 要求事項

(a) 全ての登録者は 2 年ごとの登録更新時に 30 時間の継続教育時間 (PDH) を取得しなければならない。

(b) 全ての登録者は PDH を所定の CPD フォームに記載し、更新書類と諸費用と共に提出しなければならない。

(c) 監査対象の場合ボードの求めに従って、所定の CPD フォームに記載された PDH を証明する書類を提出しなければならない。ただし本書類に限定はしない

(A) 参加証明書

(B) 領収書

(C) 参加記録

(D) 参加を証明する他の書類

(d) CPD フォームとそれを補助する書類をボードに英文もしくは英語翻訳付きで提出しなければならない。

(e) 記録は 5 年間保管すること

(2) PDH ユニットは個々人の登録に関連した認定された活動から選択しなければならない。

認定された活動は PE の登録分野に関連した技術や知識の向上や拡大が図れる目的でなければならない。

(3)、認定されていない活動を以下に示すが、以下の項目に限定されない。

(a) 通常の職業;

(b) 不動産免許コース

(c) 個人不動産もしくは資産運用

(d) 個人の啓蒙

(e) 社会奉仕クラブの会合もしくは活動

(f) 装置の運転デモもしくは商業目的の展示

(g) 技術、測量もしくは写真測量に関係のないテーマ

- (h) Enrollment without attendance at courses, seminars, etc.
- (i) Repetitive attendance at the same course;
- (j) Repetitive teaching of the same course;
- (k) Attending committee meetings or general business meetings of any organization;
- (l) Taking professional or required examinations.
- (4) Units — The conversion of other units of credit to PDH units is as follows:
- (a) 1 College Semester hour equals 45 PDH;
- (b) 1 College Quarter hour equals 30 PDH;
- (c) 1 Continuing Education unit equals 10 PDH.
- (5) Sources of PDH units – One (1) PDH unit may be obtained for each contact hour of instruction or presentation. Unless otherwise noted, there is no maximum amount of PDH units a registrant may earn per biennial renewal period. Sources of PDH units include, but are not limited to the following:
- (a) Successful completion of college courses;
- (b) Successful completion of short courses, tutorials, correspondence, web based courses, televised and videotaped courses;
- (c) Active participation in seminars, in-house courses, workshops, and professional conventions;
- (d) Teaching or instructing a course, seminar, or workshop one time only. (This does not apply to full-time faculty teaching college courses);
- (e) Authoring or co-authoring published papers, articles or books. Maximum of 10 PDH units per biennial renewal period;
- (f) Active participation in professional or technical society, committee, or board. Maximum of 8 PDH units per biennial renewal period;
- (g) Self study. Maximum of 6 PDH units per biennial renewal period;
- (h) Mentoring of engineering, land surveying, or photogrammetry topics to a nonregistered individual not under your supervision. Each 10 hours spent mentoring equals 1 PDH unit. Maximum of 4 PDH units per biennial renewal period;
- (i) Non-technical educational activities related to the registrant's employment;
- (j) Developing, writing, or scoring an engineering, land surveying, or photogrammetric mapping examination for licensure or certification. Maximum of 15 PDH units per biennial renewal period.
- (h) コースやセミナーには出席しない参加（見学や展示会の参加等と思われる）
- (i) 同じコースへの再参加
- (j) 同じ授業でのくり返しの講義
- (k) あらゆるのビジネス会議や委員会会議
- (l) 専門もしくは要求される試験の受験
- (4) ユニット – 他の学会や授業のユニットへの変換は以下の通り。
- (a) 大学半期 1 時間の授業は 45PDH
- (b) 大学 1/4 期 1 時間の授業は 30PDH
- (c) 1 継続教育は 10 PDH.
- (5) 認定される PDH ユニットの活動 - One
- (1) PDH ユニットは 1 時間の参加や授業で得られる。
ただし別段の記載がない限り 2 年間で得られる PDH ユニットの上限はない。
認定される PDH ユニットの活動を以下に示すがこれに限定されない
- (a) 大学の授業の単位取得;
- (b) インターネットや TV 及びビデオでのショートコース、チュートリアル of 単位取得
- (c) セミナーや社内教育コース研究発表会、専門の展示会の積極的参加
- (d) コースやセミナーでの講義や指導（ただし一回のみ）（本規定は大学のフルタイムの教授の授業には適用しない）
- (e) 技術的な本、論文、記事の著者もしくは共著は最大 2 年間で 10PDH
- (f) 専門技術分野の委員会や団体に積極的な参加は最大 2 年間で 8 PDH ユニット
- (g) 自己の能力向上に役立つ自主学習は、最大 2 年間で 6 PDH
- (h) 自分の配下で外の技術者の技術指導は 10 時間ごとに 1 PDH で且つ最大 2 年で 4 PDH
- (i) 登録職業に関係した技術以外の学習活動
- (j) 技術、測量及び写真撮影の試験の採点や運営、執筆などは最大 2 年で 15 PDH

(6) Determination of Credit – The Board has final authority with respect to approval of courses, credit, PDH units for courses and other methods of earning credit.

(a) The Board will approve without listing courses which are sponsored by nationally recognized technical societies and those technical societies listed in 820-001-0000(4)(b)(A) through (E) and (4)(c)(A) through (H).

(b) The Board will approve PDH units obtained by a registrant from the list provided by NCEES Registered Continuing Education Providers Program.

(c) Credit determination for activities is the responsibility of the registrant and is subject to review by the Board.

(7) If a registrant exceeds the requirement in any renewal period, a maximum of 15 PDH units in courses/activities may be carried forward into the next renewal period.

(8) Delinquent, retired or inactive registrants must complete PDH requirements as outlined in OAR 820-010-0520 in order to attain active status.

(9) In the event a registrant holds a license in another state that has a lesser PDH requirement than Oregon or no PDH requirement, the registrant will need to satisfy Oregon's 30 PDH requirement to renew the Oregon license.

(10) Multiple Registrants. The number of PDH units required shall remain a total of 30 PDH per renewal period for persons who hold registration as an engineer, land surveyor, and/or photogrammetrist.

Stat. Auth.: ORS 670.310 & 672.255

Stats. Implemented: ORS 672.002 - 672.375

Hist.: BEELS 2-2000, f. & cert. ef. 2-17-00; BEELS 5-2000, f. & cert. ef. 10-19-00; BEELS 3-2002, f. & cert. ef. 11-13-02; BEELS 1-2003, f. & cert. ef. 1-28-03; BEELS 6-2005, f. & cert. ef. 12-13-05; BEELS 2-2006, f. & cert. ef. 11-21-06; BEELS 2-2007, f. & cert. ef. 4-5-07; BEELS 5-2007, f. & cert. ef. 9-20-07; BEELS 1-2009, f. & cert. ef. 5-15-09; BEELS 1-2010, f. & cert. ef. 5-12-10; BEELS 2-2011, f. & cert. ef. 5-12-11

(6) 履修証明の決定

コースの承認、PDH の時間評価や履修の方法などの最終決定はボードが行う

(a) リストにないコースにおいても、公知に認められている技術団体や

820-001-000 (4) (b) (A) ~ (E) 及び (4)

(c) (A) から (H) の技術団体に関してはコースとして認める。

(b) ボードはNCEESの教育プログラムで得られた PDH ユニットの認める予定である。

(c) 活動の単位は登録申請者の責任で決めなければならない。その単位決定はボードにて評価される。

(7) もし、余計に PDH を取得した場合、次の更新期間に最大 15PDH は振り替えが可能である。

(8) 滞納者や引退者及び登録中止者は再登録のために OAR 820-010-0520 に記載されている PDH 規定を達成しなければならない

(9) 他の州の PE 登録者で他州が PDH を要求しない場合や 30PDH 以下である場合でもオレゴン州に登録する場合は 30PDH が必要である。

(10) 複数による登録

技術、測量および写真測量の各技術者は別々に合計 30PDH を保持しなければならない。

Stat. Auth.: ORS 670.310 & 672.255

Stats. Implemented: ORS 672.002 - 672.375

Hist.: BEELS 2-2000, f. & cert. ef. 2-17-00; BEELS 5-2000, f. & cert. ef. 10-19-00; BEELS 3-2002, f. & cert. ef. 11-13-02; BEELS 1-2003, f. & cert. ef. 1-28-03; BEELS 6-2005, f. & cert. ef. 12-13-05; BEELS 2-2006, f. & cert. ef. 11-21-06; BEELS 2-2007, f. & cert. ef. 4-5-07; BEELS 5-2007, f. & cert. ef. 9-20-07; BEELS 1-2009, f. & cert. ef. 5-15-09; BEELS 1-2010, f. & cert. ef. 5-12-10; BEELS 2-2011, f. & cert. ef. 5-12-11

海外からの連絡

現在、東アジアを中心に活躍中の汐崎さんからエッセイが届きました。(日野)

漢字文化圏における日本人 PE/EIT の優位性について

PE-0156 汐崎亮介
PE (CIVIL)

日本人技術者は漢字文化圏において漢字の能力を有効に活用すれば、活躍の幅が広がるのではないだろうか。そこで、JSPE 会員の皆様にも少しでも参考になればと、今回は漢字文化圏における私の経験を紹介させていただくことにした。私は日本語以外の漢字文化圏の言語について学習したことはまったく無い。しかしながら、漢字文化圏において業務を遂行していく上で、漢字で書かれた技術文章の読解はある程度可能であった。これは日本人の優位性であると考えている。

例 1

台湾において、既存の土質調査資料を日本の基準に沿って分析し、地震後の実被害状況と照合を行った。既存の土質調査資料はすべて繁体字で書かれていたが、難しい文章はなく、基本的に単語がチャートや表に添えられている程度であった。日本語とほぼ同じような感覚で読解することが可能であり、台湾に於いても日本の基準に沿って分析すれば、現状とほぼ一致することが判明した。

例 2

韓国において、ハングルで書かれた検討条件を基に港湾構造物の基礎の設計業務を行った。ハングルはローマ字と似たような構造をしているため、反切表といわれるハングルの読み方をあらかず一覧表を用いれば、どんな発音をするのか理解することができる。発音がわかれば、後は日本語の発音と似ているため、どのような漢字が該当するか推定が可能であった。図面、土質調査資料や設計条件表であれば、単語が並べられているだけであり、そのほとんどを漢字や英語に置き換えることが可能であった。専門家による翻訳を待たずとも、こうして現場条件に合った工法や設計をすばやく提案することが可能となり、その後の顧客との打ち合わせも、より有利な形で展開することが可能であった。

例 3

中国において、中国語で書かれた現場調査資料および建築基準書を参照しながら某テーマパークの設計業務を行った。米国人 PE 及びイギリス人 GE と協力しながら業務を遂行していく中で、彼らからは、英語に加えて簡体字と繁体字の両方を理解できる日本人は便利な存在と映ったよ

うである。上海ではどこの地盤を掘削してもほぼ同じ地層が堆積しているようで、既に基準書には土質条件が記載されており、調査結果を待たずとも、そのまま設計に使えるようになっていた。こうした情報を把握できたのも、漢字のおかげである。

以上、例を簡単に紹介させてもらった。自分の専門分野であれば、誤訳すれば技術的に有り得ない結果となるので、必然的に誤訳にはすぐ気付くし、文章中に知らない漢字が出てきたとしても、その前後から意味を予測することは難しくないはずである。日本人であれば、理解できない漢字は辞書で簡単に調べられる。国際的技術者チームの中で私が見てきた限りでは、英語圏で教育を受けた中国又は香港人のほとんどは漢字の読み書きが出来ない。また、繁体字を使用する香港人にとって中国本土で使用されている簡体字はあまり理解できず、またその逆もそうである。日本人が使っている新字体は繁体字と簡体字の中間的な形をしているため、日本人にとって繁体字も簡体字も理解するのにそう難しくはない。大雑把に結論付けるとすれば、日本人 PE/EIT のみが英語、日本語、繁体字および簡体字を理解できるエンジニアということになる。

後書

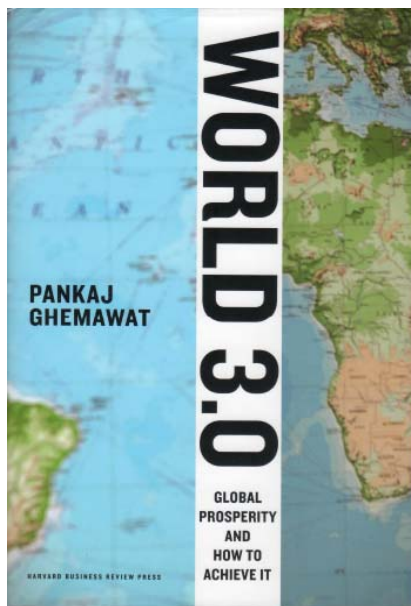
国際線での移動となると、空港での待ち時間や飛行時間は必然的に国内の移動よりもかなり長くなります。これらの時間を利用して、これから赴く国の言葉を予習すれば、その後の行動がずっと楽になるのは、どこへ行くにも共通ですね。漢字文化圏への移動であれば、漢字の予習を加えると、さらに有効となるはずです。そして、履歴書の Language Capability に英語と日本語だけでなく、Chinese Characters (Written in China Mainland, Hong Kong and Taiwan): Reading - Basic を加えてみませんか？

BOOK REVIEW

“World 3.0” by Pankaj Ghemawat,

Harvard Business Review Press ISBN978-1-4221-3864-9

「グローバリゼーションは本当に社会に根付くのか？」



2005年に出版されたトーマス・フリードマン著「フラット化する世界：World is Flat A Brief History of the Twenty First Century」というベストセラーを読まれた方も多いと思います。過去の天文学者の大発見「地球は丸い」を否定するかのようないタイトルを冠したこの本は、21世紀初頭のグローバル化の動向を分析しつつ、インターネットなどの通信の発達や中国・インドの経済成長により世界の経済は一体化し同等な条件で競争を行う時代に至るということを述べています。

今回紹介する World 3.0 は、「本当に世界は、フリードマンが主張するほど、グローバル統合に邁進しているのだろうか？」という疑問を投げかけるものです。著者のパンカジ・デマワット氏は、スペイン・バルセロナにある IESE ビジネススクールの教授です。その前の経歴は、20年以上に渡ってハーバードビジネススクール教授を務め、同大学院の最年少教授に選ばれた俊英インド人です。2008年には英国エコノミスト誌の「Greatest Management Thinkers」のに選ばれた最年少者です。

筆者の主張…「グローバル統合の度合いは、今でも驚くほどは低い」ということは、次のような記述に凝縮されています。

- 世界中の大学の海外留学生の占める割合は、高々2%
- 世界中のたった3%の人間が出生地以外の国に暮らしていること
- 世界の米の内、国境を越えて貿易されるのは7%
- S&P500企業の役員に占める外国人比率は7%
- アメリカ企業で海外活動を実施するのは1%以下
- 世界のGDP合計に占める輸出額は、高々20%

また、世界の貿易額に注目すると、依然として「物理的距離」や「文化的背景」に非常に大きく影響を受けていることを次のような統計を取り上げて議論しています。

- 仮に経済規模が同程度の二つの国があるとすれば、共通言語を使用していれば、貿易量はそうでない場合よりも42%拡大する
- もしこの2カ国が共通の経済ブロックに属していれば、貿易量は47%増加
- もし共通通貨を使用していれば、114%増大
- もし過去に宗主国・植民地の関係にあれば、188%増大

また、資本移動や情報交換の頻度についても同じような結論を展開しています。

- 世界の設備投資総額に占める外国からの直接投資額の比率は、9%
- ベンチャーキャピタルの出資が、ファンドの母国外に出るのは20%以下
- 世界の株式総額に占める外国人投資家保有量は高々20%
- インターネット上の情報量で国境を越えるのは20%以下

3つの世界観

筆者は歴史を振り返って、次のようなグローバリゼーションの3段階を提案しています。

World 0.0 : (~BC3000) 地域経済社会

基本的には地縁的人間の集合体、定住農耕社会。経済格差を少なく、その地域の安全安心が最大の関心事。地域共同体。

World 1.0 : (BC3000~AC2000)

国民国家

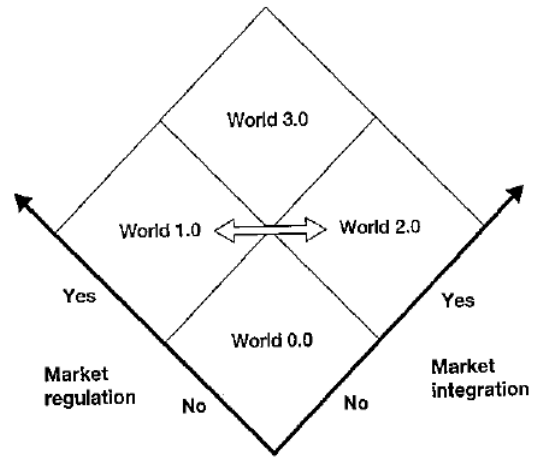
国家が軍事力・警察力を保有し、国境内の主権を意識した統治を行うステージ。欧州においては1648年ウェストファリア条約において決められた政治形態。ナショナリズムという概念を生む。

World 2.0 : (20世紀後半) グローバル社会

1600年以降の大航海時代を経て、国家間貿易量が増大。交通・通信技術の発達により、様々な国際標準が定められてくる。それに伴って国家の力、国境の意味も相対的には低下していく。

World 3.0 : (2000年以降) セミグローバル社会

国境とともに（文化・経済・政治などを総合した）「国家間距離」の概念の重要性が高まり、市場は Semiglobal な存在となる。国家も規制と国際統合の両方を担う立場になり、世界の地域毎の差異に適応し、あるときは差異を克服、あるいは、あるときは差異を強調することが必要になる。



セミグローバル社会とは

グローバル化を推進する原動力となったのは、技術革新です。その結果としての資本主義経済の拡大に対する反作用として、環境破壊、貧富格差、民主主義の崩壊、文化的伝統の破壊などの様々な社会的ひずみが生まれ、人々の不満も増大してきました。現在でも宗教・エスニックの相違に起因する対立が尽きることはなく、World2.0からWorld1.0への逆行、あるいは他民族国家内部においては、再び原点のWorld0.0へ戻ろうという動きも生まれています。実際に、冒頭に紹介した統計数値に見られるように、国境を越える活動がすべてを凌駕するような状態にはないことが分かります。米国の著名な劇作家クレア・ブース・ルースは、Globaloney（グローバル化という戯言）という言葉で提唱したそうです。実態としては、「セミグローバル化」社会が最も適切な表現ではないか、というのが筆者の主張です。

セミグローバル社会に生きる

本書を読み進むなかで、セミグローバル化社会で重要な概念として、国家間の「距離」が説明され、商品毎に、この「距離」に対する感度が異なっていることなど興味深い話が展開されています。また、こういった「距離感」あるいは多様性に関して理解が深いということが私達が大切にしなければならない点だと思います。

私達が深く係わっている「技術者の国際資格」の問題も、本書の主題に非常に関係が深く、どうして国境を越えたエンジニアの移動が難しいのか、あるいは、カナダと米国の間で起こっている問題や、NSPE内部で議論されているNational memberとState memberの問題などを理解する上で一助となるものと思います。

まだ翻訳は出ていませんが、興味深い著書でした。同じ著者による「コーラの味は国毎に違うべきか？」という本も2009年に日本語訳が出版されています。関心ある会員は、こちらも読まれることをお勧めします。このタイトルの問いに対する正解は、何だと思われませんか？

PE-0025 土屋 雅彦

ラスベガス”裏”レポート

PEN-0062 馬場丈典

どうやら海外に行くとトラブルに遭遇する體質らしい。

ここ数年でも

2010年 米ボストン Freedom Trailを"真昼の疾走" (トイレ探して...)

モデルロケット屋探して郊外で迷子に

豚インフルエンザで会社から緊急召還、残りの休みは家で缶詰

2011年 米ボストン 食中毒発症、現地病院に駆け込む

上水道破損事故に遭遇 (水分補給必要なのにミネラルウォーター入手難に)

NYでテロ未遂 , 空港のセキュリティ強化に巻き込まれる

今回も出発前から友人たちに「馬場が行く間の西海岸は危険!」「テロか?!」「いや、逆にカジノでとんでもないジャックポットが...」と噂される始末。

おかげさまでトラブルに動じず笑い飛ばせる胆力はついてきましたが...

<到着初日 (7/15): 到着&レセプション>

今回は急に渡航を決めたためHISの自由行動ツアーを利用。

そのためホテルは会場から離れた観光地どまんなか。

到着してからシャワーで軽く汗を流してスーツに着替えてロビー(兼カジノ)にでてきてふと気づいた。

「あれ、俺周囲から浮いてね?!」

流石は天下の観光地、スーツなんてひとりもない。おまけに外は気温40℃以上の灼熱地獄、スーツにネクタイ締めてる

なんてある意味狂気の沙汰。

タクシー乗り場にいたドアマンの兄ちゃんこっち見て一瞬目を丸くして爆笑しながら

「ビジネスか?」

と聞いてくる。

「ああ、一種のビジネスだね。」

と返して、ちょっとムカツときたのでチップ渡さず タクシーへ。

尚、総会の会場でもスーツの集団見かけたらほぼJSPEか、KPEAのメンバーでした。

<2日目 (7/16): 総会参加>

一日英語の議論漬けで疲れきってホテルへ

でも観光は別腹ということでとりあえず町の方に歩いてみることに。

が、ラスベガスの規模をナメてました。

隣のホテルまで歩くだけで20分。町中に到着する頃には1時間半経過。

「隣のホテルに行くのにバスに乗る」

というのはあながち嘘じゃありません。



買い物しようと思ってたのに到着する頃には店が閉まり始める始末。

ちなみに夜とはいえ気温は40℃弱、汗は絶えず吹き出し続け、そして乾燥した気候で乾き続けていきます。

結果、汗の塩分がどんどん濃くなってきて目に入ったり、刃刀負けした顎の辺りがどんどん痛くなってくる。

そして脱水症状とおぼしき症状で指先がしびれてくる。見つけたドラッグストアに飛び込んで買ったミネラルウォーターのおいしいこと。

尚、ホテルがやや治安の悪いエリアに掛かっているため、目の前でドラッグ決め込んでるニイちゃんに遭遇したり、2回ほど絡まれました...

< 3日目 (7/17) Hoover Dam Tour >

朝食はLas Vegas名物、ホテルのBuffet (いわゆるバイキング) に行くことにする。

あまり有名ではないけど泊まってるホテルのBuffetへ、朝から蟹やミートローフ、スペアリブなどやけに豪華な朝食に。



が、これが誤算。

Hoover Dam Tourのバスがなぜか知らないけどSubwayの前で停車。

「今からランチだ!!!!」

え、ランチ?! 腹減ってへんがな。(朝食後約2時間経過時点)

「これもツアー一代に入ってるから。はい。」

渡された...あれ? 野菜は。

後から山盛りの野菜が回ってきた。どうやら自分で盛れということらしい。

案の定、ツアー中胸焼けに悩まされることに...

Tourから帰って再度市内散策

どっかで見た事のある風景があちらこちらに。

やってきたのはAppleStore、目的は友人から頼まれたiPad買い出し。

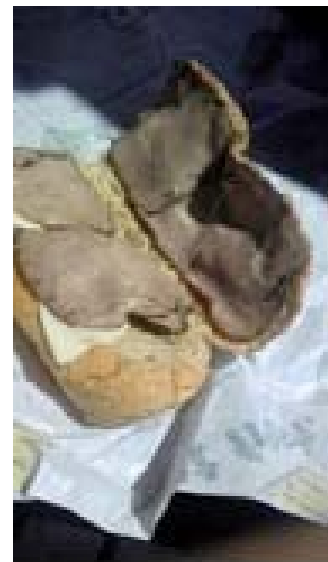
店員「OK、iPadここで設定必要?」

ば「あ、いや。俺、日本のAppleユーザグループのメンバーなんだ。」

店員「なるほど...そうそう(女子)サッカー優勝おめでとう」

ば「ああ、いいゲームだったよ。(見てないけど...勝ったのか。)」

この瞬間サッカーの結果を知ったのでした。



< 4日目 (7/18) : 市内観光...そして過去最大のトラブルに遭遇 >

朝から町中に出て散策

食事はホテルParisのBuffet，噂に聞くだけあってものすごく豪華．

おすすめは朝食終了時刻ギリギリに行く事．朝と昼ではメニューが同じなので，朝食料金でお昼を食べることができます．（まあ\$1ほどの差ですが．）

ちなみにこのドリンクはArnold Palmerと言います．紅茶のレモネード割り．由来はこの往年の名ゴルファーが好きだったからだそうです，缶入りのものもあります．



お土産調達＆買い出しのため友人から薦められていた電器屋Fry's Electronicsに行く事に．

倉庫みたいなスペースに商品だけ山積みになってる「安いけどサービス無し」型のいわゆるコストコの電器屋版．

が，このお店郊外にありおまけに交通の便があまり良くない．

地図を見るとバスの停留所が近くにあるものの，このバス郊外を走るものは本数が少ない．炎天下（40℃以上）30分待ってやっときたバス

さて，次のバス停だと思ったらバス停の手前でバスが左折...

上りと下りで止まる停留所＆ルートが違う事に気づいた瞬間でした．
なのでとにかく2つ先の終点まで移動し，ターミナルで上りに乗換．
やっと目的地に到着してふと気づいた．

あれ？パスポートがない...



さっき今夜の『オペラ座の怪人』のチケット買った時に身分証明に見せたから持ってたはず．

つつ～ことはチケット屋～バス～ターミナル～バスの間で落とした？！

と，とにかく逆順に辿ろう．ターミナルへ...ってこのバス停上りしか止まらないんだ．

バス停ひと区間猛ダッシュ．

一日千秋の思いで待って，やってきた下りバスに飛び乗りターミナルへ．

オフィスに入ると"Lost and Found"の文字が迷わず窓口に駆け込む

「すみません．パスポート見かけ...あ，それ！！！！」

無事発見．

流石に今回ばかりは焦りました．

気を取り直してFry's Electronicsへ，

先ほどのトラブルで気が動転しててあれこれ考える気力もなく結局ミネラルウォーター2本買って店外へ

電子パーツからモデルロケットといったホビー系，DIY系が充実してるのは流石だと思うのですが...

ここまで来て何もせず帰るのも癪だなとおもってふと見ると文房具屋"Staples"がで，レジの前に山積みになっていたのがTexas Instrumentsの関数電卓

あれ，これって...PE試験で使える奴じゃ？

というわけでTI-30XIIS，TI-36XProと，Casio fx-115ESを購入．一度比較してみたいと思います．



その後，無事『オペラ座の怪人』を見てホテルへ，尚下の写真のスーツケースは全てお土産．着替えは別の大袋に詰め直したのですた．

一番右はM&M's worldで買ってきたチョコレートディスプレイ．会社に一台置いておいたら大人気でした．

さらに帰りの飛行機は台風で大揺れ．

おまけに機内食が猛烈にまずく，隣の女の子が嘔吐しはじめるとトラブルに見舞われつつ帰国．

で，気づいた

「俺！今回カジノで一
銭も使ってない！？」

なんてこった...また行かなきゃ．(今度は遊びに)

理事会ニュース

教育部会 CPD セミナー

教育部会 CPD セミナーについて

1. 第 185 回 CPD セミナー(関西開催)

2011 年 9 月 3 日(土)は、台風 12 号が四国・中国地方に上陸する中、「NSPE2011 総会参加報告会」を神戸元町の兵庫県民会館で実施しました。報告は、7 月に米国ラスベガス開催された NSPE 総会に参加した川村武也(JSPE 副会長(関西))、馬場丈典(JSPE 会員(名古屋))が行いました。関西および名古屋地区より 6 名(PE4 名、PEN2 名)および主催者 2 名(PE1 名、PEN1 名)が参加し、JSPE の最新動向、フォーダム見学会の様子などが報告されました。東京では、2011 年 11 月 19 日(土)の鬼金 CPD2011・関東コースの終了後の 17:30 から開催する予定です。

2. 鬼金 CPD2011・関西コース(全 10 回コース)

2011 年度の「鬼に金棒、PE に PMP」鬼金 CPD2011・関西セミナー全 10 回のうち 3 回は 4 月～6 月に終了しましたが、7 月～9 月は、以下の 2 回を神戸元町の兵庫県民会館で実施しました。

(4)2011 年 7 月 2 日(土) Project Time Management(講師：鈴木央(JSPE 会員))

9 名(PE3 名、PEN2 名、FE1 名、AF1 名、非会員 2 名)参加

(5)2011 年 9 月 3 日、10 日(土) Project Cost Management(講師：阪井敦(JSPE 理事))

12 名(PE5 名、PEN3 名、FE1 名、AF1 名、非会員 2 名)参加

(9 月 3 日は台風 12 号の影響のため、10 日に補講を実施)

残りの 5 回は神戸元町の兵庫県民会館において、以下の予定で開催しますので、途中からでも是非ご参加ください。

(6)2011 年 10 月 1 日(土) Project Quality Management(講師：北林孝顕(JSPE 会員))

(7)2011 年 11 月 5 日(土) Project Human Resource & Communication Management
(講師：鈴木央(JSPE 会員))

(8)2011 年 12 月 10 日(土) Project Risk Management(講師：阪井敦(JSPE 理事))

(9)2012 年 1 月 14 日(土) Project Procurement Management
(講師：川村武也(JSPE 副会長))

(10)2012 年 2 月 4 日(土) Project Integration Management & PMP
(講師：阪井敦(JSPE 理事))(講師：川村武也(JSPE 副会長))

3. 鬼金 CPD2011・関東コース(全 3 回コース)

*PMBOK® Guide 4th Edition*を基にして、講師の経験を踏まえたCost、Scope、Timeに関するプロジェクトマネジメントセミナーを東京で9月～1月にかけて3回実施します。9月は、東京飯田橋(NSRIホール)において、12名(PE6名、PEN4名、FE2名)の受講者が参加しました。セミナーでは、*PMBOK® Guide*の概要、コスト・マネジメント、原価の考え方、フィジビリティ・スタデ

ィの実施方法について化学プラントの建設を例に取り説明しました。セミナー終了後は、2009年度のセミナー参加者4人と主催者2名の6名で、セミナー会場近くのインド料理店(パキスタン料理)で久しぶりの再会を祝して懇親会を実施しました。

(1)2011年9月17日(土) Feasibility Study and Cost Management

(講師：阪井敦(JSPE 理事))

残りの2回は、以下の予定で開催しますので、是非ご参加ください

(2)2011年11月19日(土) Scope management and Requirement management

(講師：川村武也(JSPE 副会長))

東京飯田橋(NSRI ホール)にて

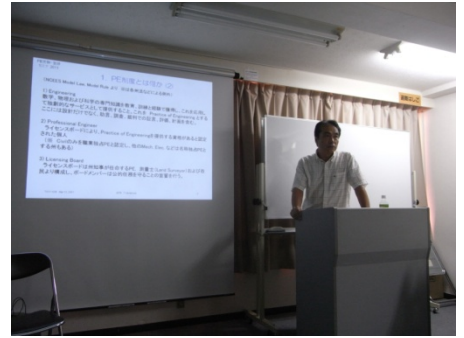
(3)2012年1月21日(土) Time Management - Study of Methods and Parameter

(講師：鈴木央(JSPE 会員))

東京 PE 受験・登録セミナー 2011 報告書

日時 : 2011年9月10日(土) 13時00分~16時20分 (懇親会 16:30-17:30)
場所 : 水道橋 貸会議室 内海 301号室
出席人数 : 受講者16人、ゲストPE 3人
JPEC参加者 : 平城PE
JSPE参加者 : 木村PE、平山(記録)

PE ライセンスおよび PE/FE 試験の概要についてのセミナーを東京で開催しました。土曜日にもかかわらず、16 名の方に受講していただき、狭い会場は受講生の熱意と当日の熱気に包まれました。



まず、JPEC 理事である平城 PE (写真) に PE 制度や PE になることの意義、また PE 試験受験者数の動向を紹介していただきました。“PE は名誉資格ではなく普通運転免許である”、“倫理規定が備わってプロフェッショナルになれる”などが印象的でした。

次に、FE/PE 試験受験要領および PE ライセンス登録について平山が説明しました。特に登録という作業が PE になるためには必要であるということを理解してもらうよう心がけました。

本セミナーで最も受講生からの関心の高かったのは最近 PE ライセンス登録を達成した PE3 名による登録体験談でした。ここ数年登録者数の一番多いワシントン州について滝澤 PE に、実務上登録しておきたいという要望が多いテキサス州について阿部 PE に、JSPE 会員でデラウェア州に初めて登録に成功した小林 PE にそれぞれの登録作業ノウハウについて紹介していただきました。情報収集の仕方や、フォームの記入方法、ボードとのやり取りなど実体験に基づく貴重な情報を共有していただきました。3 名の PE の方の資料、プレゼン方法は共に素晴らしく非常にわかりやすかったです。受講生からも多くの質問が飛び出し、有意義な時間となりました。リファレンスの探し方に苦労、心配されている受講生が多かったように感じました。



セミナー後、同会場で懇親会を行いました。半数以上の受講生の方に参加していただき、歓談も大いに盛り上がり、1 時間はあっという間に過ぎてしまいました。

参加して頂いた皆さん、準備、運営を手伝って頂いた皆さん、どうもありがとうございました。

2011-9-14

(文責：平山)

以上

Coming event

2011-10月30日 PE/FE 試験

新入会員紹介

敬称略、順不同

■氏名： 柴山 美香 PE-0201

■資格： PE (Civil - Structural)

■専門分野：建築構造設計

■入会動機：PE 登録後に JSPE の存在を知り、日本にて CPD などの情報や PE 同士の交流の場を提供しているということに興味を持ち会員登録させていただきました。

■自己紹介：はじめまして。わたくし登録ライセンスは Civil ですが、実際は建築構造設計 (Structural Engineering) が本職の柴山です。構造設計者としては PE 資格は SE (Structural Engineer) になる前段階ですので今後は SE を目指したいと思っています。8年ほどアメリカに滞在してましたが、労働ビザのステイタスや会社の経営不振などなどで今は日本在住で、再び、海外に出る計画を練っている最中です。

■JSPE に望むこと：日本国内でさらに PE の認知度を上げる活動に期待したいです。



■氏名： 牧 功三 PE-0198

■資格： PE (防火部門 オレゴン州登録)、NFPA 認定防火技術者、高圧ガス製造保安責任者 (甲種機械)、エネルギー管理士 (熱)、技術士補、実用英語検定 1 級 他

■専門分野：産業防火・防災と企業のリスクマネジメント

■入会動機：他の会員の方々との交流

■自己紹介：米国の損害保険会社、国内のエンジニアリング会社、米国のコンサルタン



ト会社等で、国際的に使われている防災基準（NFPA や FM 等）を使って産業防災の仕事に携わってきました。日本ではあまり知られていませんが防消火や安全技術の中には欧米の損害保険業界が深く関わって発展させてきたものがあり、とくにスプリンクラーと損害保険との関わりは非常に深いと言えます。米国の PE には防火部門がありますが、欧米にはセーフティエンジニア、リスクエンジニア、ロスプリベンションエンジニアといった名称で防災や安全を専門とするエンジニアがおり、コンサルティング会社や損害保険会社等がそういったエンジニアを抱えています。我が国では産業分野における防災やリスクマネジメントの面で非常に遅れているとの指摘がされることがありますが、私は以下の点で問題があるのではないかと考えております。

(1) 防災への行政の関与が非常に大きく、企業が自己責任の下に事業所固有のリスクを特定し、最善とされる国際基準等を使って自主的に行うべき防災を阻害している面がある。

(2) 産業分野において、とくに火災・爆発の危険性が高い防火対象に対する防消火技術や知見が十分に入っていない。

(3) 必要な技術や知見が十分に入っておらず、さらに判断や助言を行えるエンジニアの数がきわめて少ないため、火災・爆発の危険性が高い防火対象においてハード・ソフトともに十分な対策がされていない。

- J S P E に望むこと：他の会員の方々と交流を通じて技術や知識を吸収していこうと思います。また、上で述べた我が国の産業分野における防災やリスクマネジメントについて他の会員の方々とディスカッションをする機会を与えていただければと思います。

■氏名： 大越 雄太 ST-0007

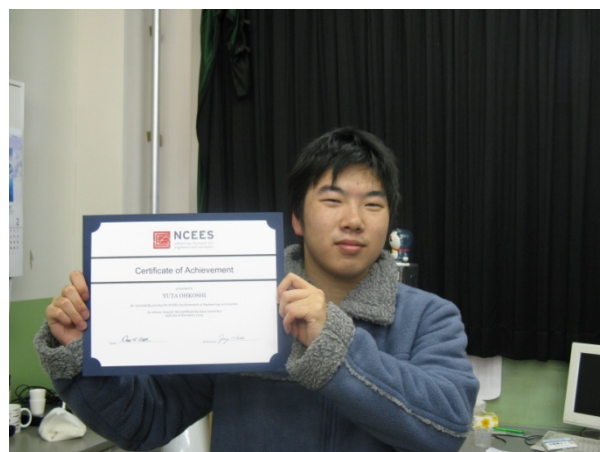
■資格： FE (General)、技術士補

■専門分野：光化学

■入会動機：エンジニアとして勉強できると考えたため

■自己紹介：私は大学で FE という資格を知り、2009 年 10 月に FE 試験に挑戦し、合格することができました。現在、就職活動中ですが今後、国際的に働きたいことと PE 試験に挑戦したいという志をもって社会人を目指したいと考えております。社会人として右も左もわかりませんが御指導御鞭撻の程よろしく申し上げます。

- J S P E に望むこと：就職活動を行っている際に、FE とは何ですかと人事の方に質問されたことがあったのでよりいっそう FE・PE 資格の広報活動を行ってほしいです。



おくやみ

理事を2007年から2期4年務めていただいております富田 浩一さんが、8月11日に逝去されました。

富田さんは JSPE 会員部会の部会長として新入会員および会員の管理、合格祝賀会の実施など広く会員の皆様と関わっていただいております。体調を崩された後も、住所不明の会員の方の調査を行っていただいております。

36歳の若さで逝去された富田さんの御冥福をお祈りいたします。
(理事 神野)



故 富田 浩一殿

編集後記

今回号で紹介されている小林PEのデラウエア州の登録体験記はJSPEとして大きなステップである。

オレゴン州に続きワシントン州更にデラウエア州が在日日本人のPE取得に対して可能である事が分かった。

今後、他の州についても登録を試みる勇士が出現することを希望します

JSPE magazine に関するコメント、感想は edit.2007@jspe.org をお願いします。

編集委員

編集責任者：神野

Ethics 編集委員：田崎

会員紹介編集委員：西川

海外からの連絡：日野

合格体験記：丹下

新入会員：平山

州ボード情報：川村

オレゴン試験資格認定委員会情報：鈴木